第４回　世田谷区いじめ防止等対策推進条例検討委員会

次　　第

令和８年１１月１１日(水)１８時３０分
於：東棟３階庁議室（オペレーションルーム）

１　開会

２　議事

（１）子どもの意見聴取・実態把握等の報告について

（２）シンポジウムの報告について

（３）素案へのパブリックコメントの意見について

（４）（仮称）世田谷区子どもの学びと育ちを支えるいじめ予防・解消条例（案）について

（５）実効的な条例とするための取組について

３　閉会

次回　令和８年１２月７日（月）１８時３０分～

第４回　世田谷区いじめ防止等対策推進条例検討委員会

資料一覧

資料　１　　友だちとの関わり方を考える体験型ワークショップの報告

資料　２　　条例策定に向けた 子どものアンケート結果

資料　３　　（仮称）いじめ防止等対策推進条例シンポジウム　実施報告

資料　４　　条例（素案）へのパブリックコメント　主な意見

資料　５　　（仮称）世田谷区子どもの学びと育ちを支えるいじめ予防・解消条例（案）

資料　６　　実効性確保の取組みについて

【参考資料】　世田谷区におけるいじめ防止等に向けた取組みと現状

資料１

世田谷区
SETAGAYA CITY

友だちとの関わり方を考える体験型ワークショップの報告

令和8年7月27日(月)実施

体験型ワークショップの概要

◆日時:令和8年7月27日(月) 午後1時～午後4時
◆場所:教育総合センター たいよう
◆参加者:13名(区内在住小学校5年生～中学校2年生)
◆体験型ワークショップの形式:フォーラムシアター

➢フォーラムシアターとは

劇の途中で、話の流れを変えることができる」参加型の劇です。困ったことに巻き込まれ、残念な結末で終わってしまったお話(※アンチモデル)を「こんな言葉をかけたらどうだろう」とアイデアを出しながら何度でもやり直して、「どうすればみんなが幸せになれるかな？」を一緒に考える手法です。

フォーラムシアターのストーリー

◆ストーリー

5年生のクラスで、犬岡くんから繰り返し、からかわれていた猿田くんは、つらい気持ちを抱えながらも、周囲に本音を打ち明けられずにいた。担任の猫山先生やクラスメイトも気にかけていたが、適切な対応ができないまま状況は悪化。やがて保護者も巻き込む問題となり、猿田くんは学校を転校していく。

参加した子どもたちは、猫山先生の立場になって「自分ならどう行動するか」を考え、実際に劇をやり直して実践してみる体験を行いました。

フォーラムシアターの進行

①子どもたちには事前にアンチモデルとなる劇をみてもらいました。

②劇を途中でストップして、子どもが先生役になりきって、自分ならどのようにするかを実演しました。

いろんな子どもの実演を通して、同じ場面を何度も繰り返し試行錯誤している姿がありました。

実演後の振り返りでは、自分の介入場面も振り返り、もっとこうできたと改善策を出し、前向きに考えていた子もいました。

③後半のワークショップでは模造紙に劇を通して考えたことをまとめて、発表することを行いました。

ワークショップまとめ

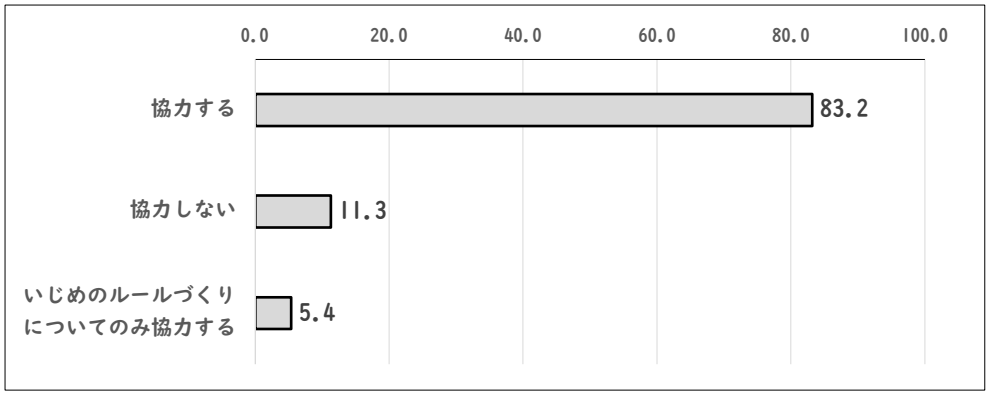
◆教員の視点
・話をよく聞く　・一人で抱え込まない
◆子どもの視点
・自分たちで解決する
◆保護者の視点
・心配でも相談するまで待ってほしい
◆環境の視点
・職員室の入りやすさ

資料２

（仮称）「世田谷区いじめの予防及び解消を実現するための子どもの学びと育ちを支える条例（素案）」の策定に向けた意見聴取

世田谷区 SETAGAYA CITY

０　いじめについてのアンケートに協力できますか。

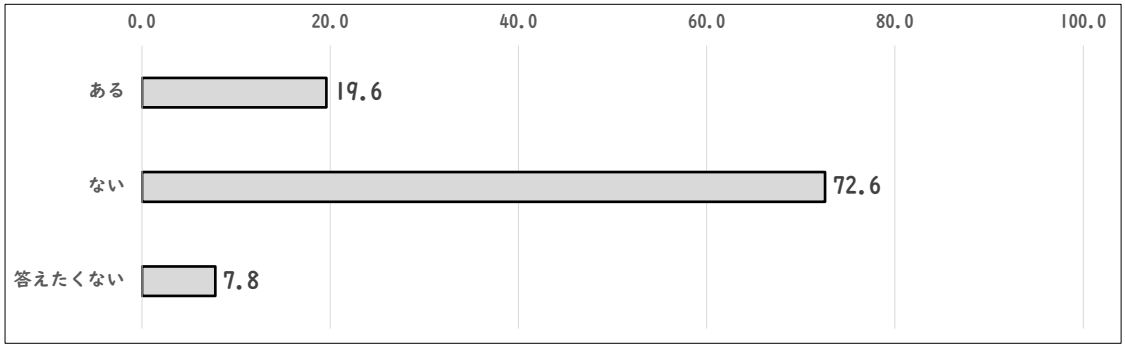


「協力する」が、８３．２％
「協力しない」が、１１．３％であった。

（仮称）「世田谷区いじめの予防及び解消を実現するための子どもの学びと育ちを支える条例（素案）」の策定に向けた意見聴取

世田谷区 SETAGAYA CITY

１　新学期以降、友だちとの関係で「嫌だな」「困ったな」と感じたことはありますか。

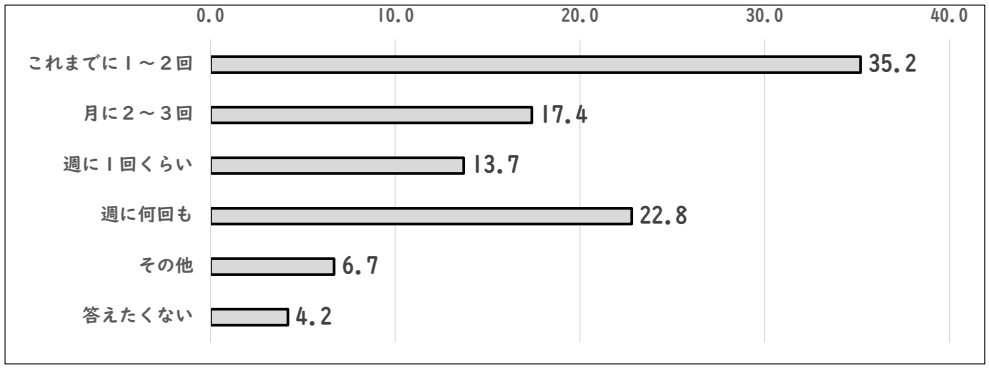


感じたことがあるが、１９．６％
感じたことがないが、７２．６％
答えたくないが、７．８％であった。
感じたことがないと回答した児童・生徒が多かった。

（仮称）「世田谷区いじめの予防及び解消を実現するための子どもの学びと育ちを支える条例（素案）」の策定に向けた意見聴取

世田谷区 SETAGAYA CITY

２　（１で『ある』と答えた人）それはどのくらいありましたか。

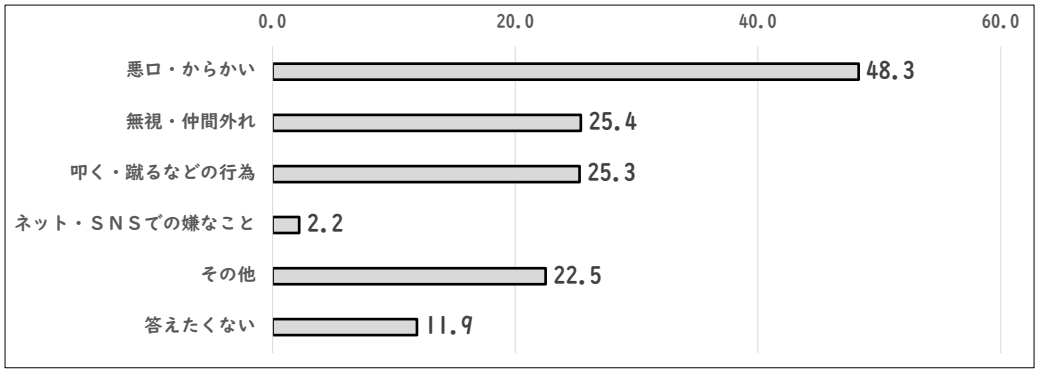


「これまでに１～２回」３５．２％で最も多かった。
「週に何回も」が、２２．８％で次に多かった。

（仮称）「世田谷区いじめの予防及び解消を実現するための子どもの学びと育ちを支える条例（素案）」の策定に向けた意見聴取

世田谷区 SETAGAYA CITY

３　「嫌だな」「困ったな」と感じた内容はどのようなことでしたか。

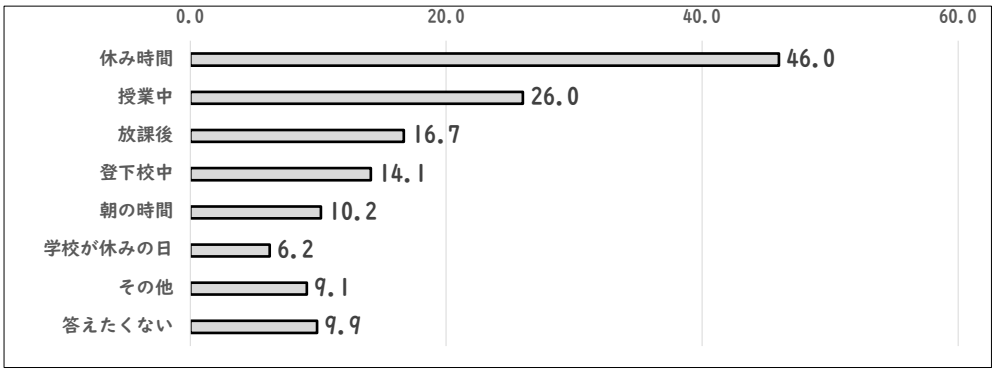


「悪口・からかい」が４８．３％で最も多かった。
「無視・仲間外れ」が、２５．４％
「叩く・蹴るなどの行為」が、２５．３％であった。

（仮称）「世田谷区いじめの予防及び解消を実現するための子どもの学びと育ちを支える条例（素案）」の策定に向けた意見聴取

世田谷区 SETAGAYA CITY

≪小学生低学年≫４　それは主にいつ起こりましたか。

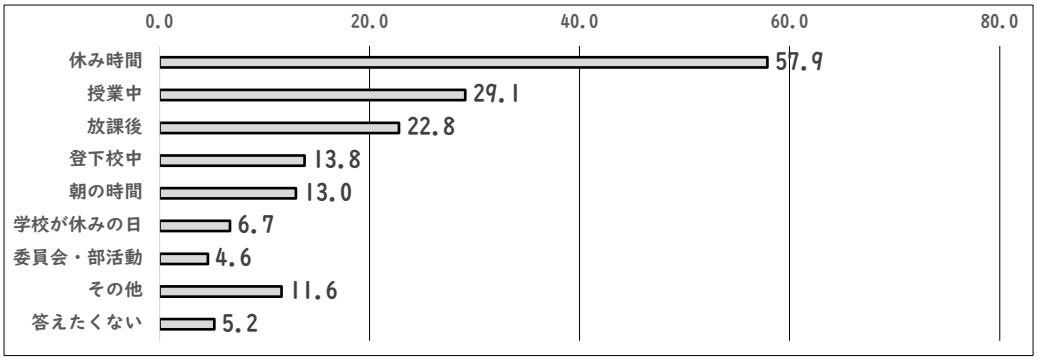


【小学校低学年：１～３年生】
「休み時間」が、４６．０％で最も多かった。
「授業中」が、２６．０％で次に多かった。
「放課後」が１６．７％、「登下校中」が１４．１％であった。

（仮称）「世田谷区いじめの予防及び解消を実現するための子どもの学びと育ちを支える条例（素案）」の策定に向けた意見聴取

世田谷区 SETAGAYA CITY

≪小学校高学年・中学生≫４　それは主にいつ起こりましたか。

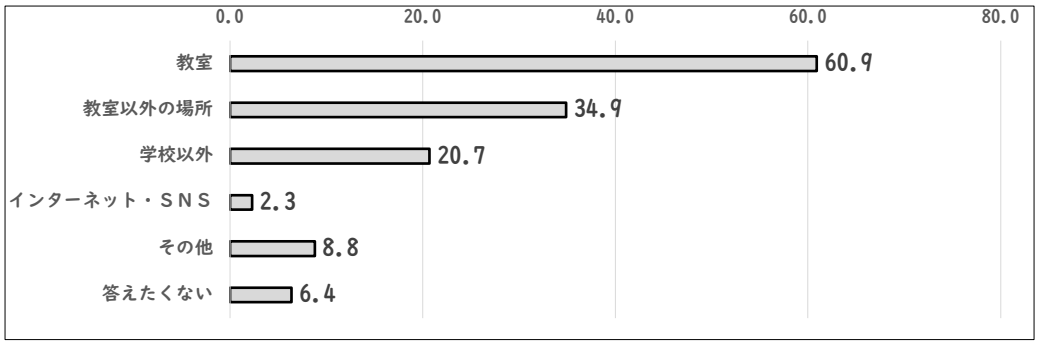


【小学校高学年・中学生：小４～中３年生】
「休み時間」が、５７．９％で最も多かった。
「授業中」が、２９．１％で次に多かった。
「放課後」が２２．８％、「登下校中」が１３．８％であった。

（仮称）「世田谷区いじめの予防及び解消を実現するための子どもの学びと育ちを支える条例（素案）」の策定に向けた意見聴取

世田谷区 SETAGAYA CITY

５　どこで起こりましたか。

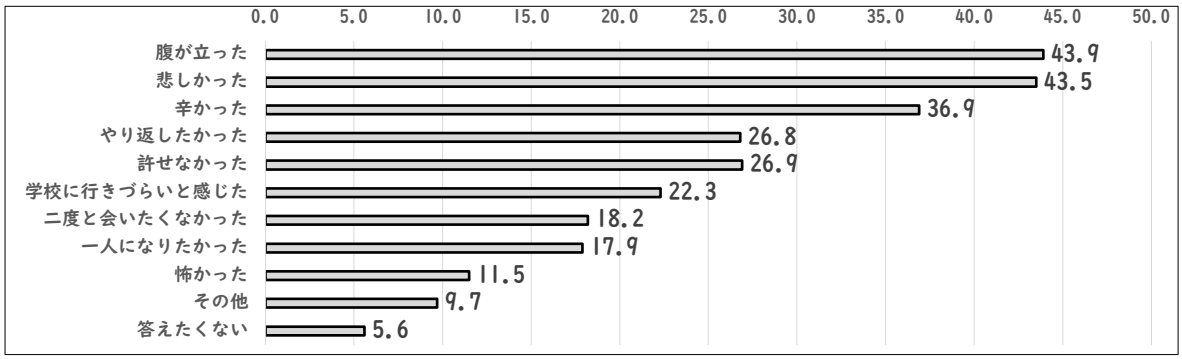


「教室」が、６０．９％で一番多かった。
「教室以外の場所」が、３４．９％
「学校以外」が、２０．７％であった。

（仮称）「世田谷区いじめの予防及び解消を実現するための子どもの学びと育ちを支える条例（素案）」の策定に向けた意見聴取

世田谷区 SETAGAYA CITY

６　「嫌だな」「困ったな」と感じたあと、あなたはどんな気持ちになりましたか。

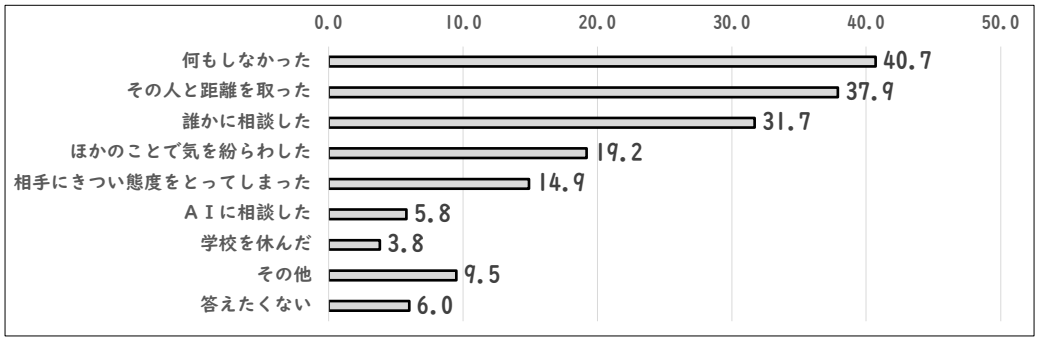


「腹が立った」が４３．９％
「悲しかった」が、４３．５％
「辛かった」が、３６．９％
「やり返したかった」が、２６．８％であった。

（仮称）「世田谷区いじめの予防及び解消を実現するための子どもの学びと育ちを支える条例（素案）」の策定に向けた意見聴取

世田谷区 SETAGAYA CITY

７　そのとき、どんな行動をとりましたか。

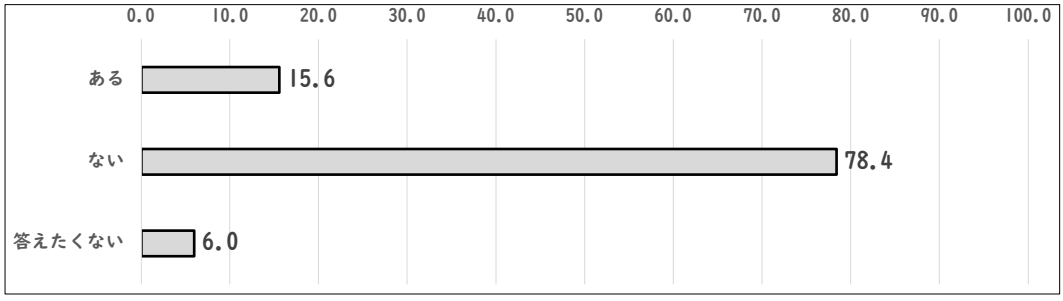


「何もしなかった」が、４０．７％
「その人と距離をとった」が、３７．９％
「誰かに相談した」が、３１．７％
「ほかのことで気を紛らわせた」が、１９．２％であった。

（仮称）「世田谷区いじめの予防及び解消を実現するための子どもの学びと育ちを支える条例（素案）」の策定に向けた意見聴取

世田谷区 SETAGAYA CITY

９　新学期以降、友だちが「嫌だな」「困ったな」と感じている様子を見聞きしたことはありますか。

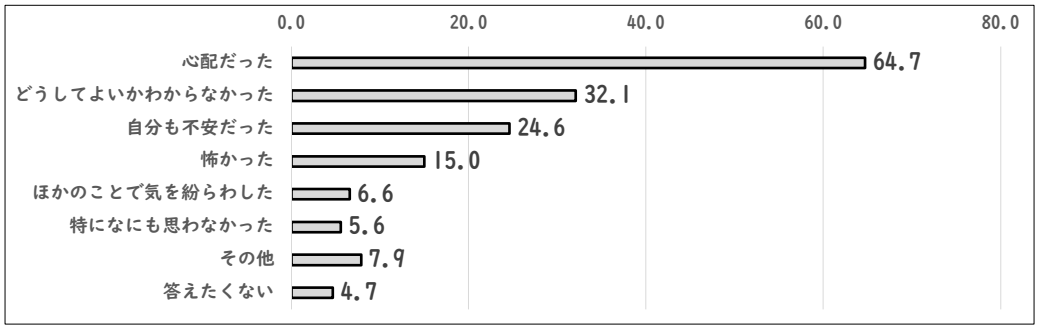


「ない」が、７８．４％
「ある」が、１５．６％であった。

（仮称）「世田谷区いじめの予防及び解消を実現するための子どもの学びと育ちを支える条例（素案）」の策定に向けた意見聴取

世田谷区 SETAGAYA CITY

１０　そのとき、あなた自身はどんな気持ちでしたか。

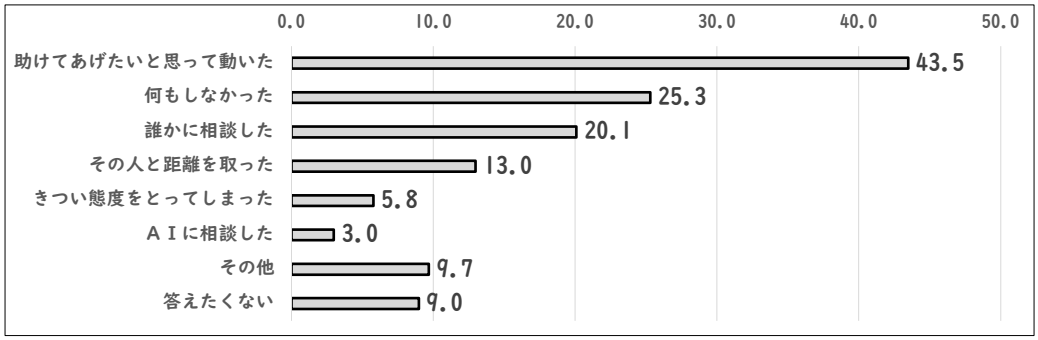


「心配だった」が、６４．７％
「どうしてよいかわからなかった」が、３２．１％
「自分も不安だった」が、２４．６％
「怖かった」が、１５．０％であった。

（仮称）「世田谷区いじめの予防及び解消を実現するための子どもの学びと育ちを支える条例（素案）」の策定に向けた意見聴取

世田谷区 SETAGAYA CITY

１１　そのとき、どんな行動をとりましたか。

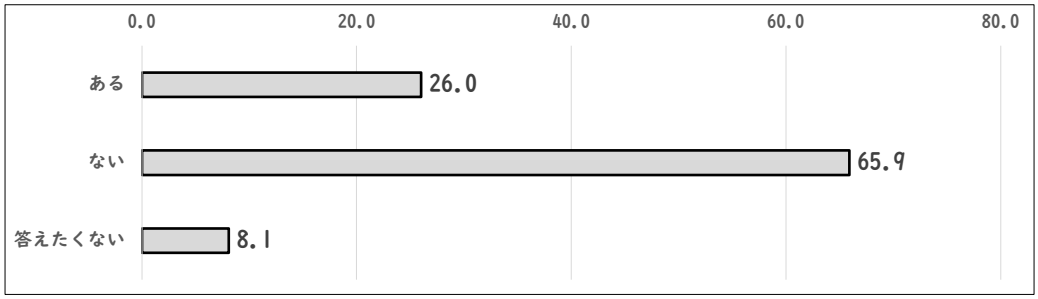


「助けてあげたいと思って動いた」が、４３．５％
「何もしなかった」が、２５．３％
「誰かに相談した」が、２０．１％
「その人と距離をとった」が、１３．０％であった。

（仮称）「世田谷区いじめの予防及び解消を実現するための子どもの学びと育ちを支える条例（素案）」の策定に向けた意見聴取

世田谷区 SETAGAYA CITY

１３　これまでに、友だちに対して強いイライラや嫌な気持ちをもったことはありますか。

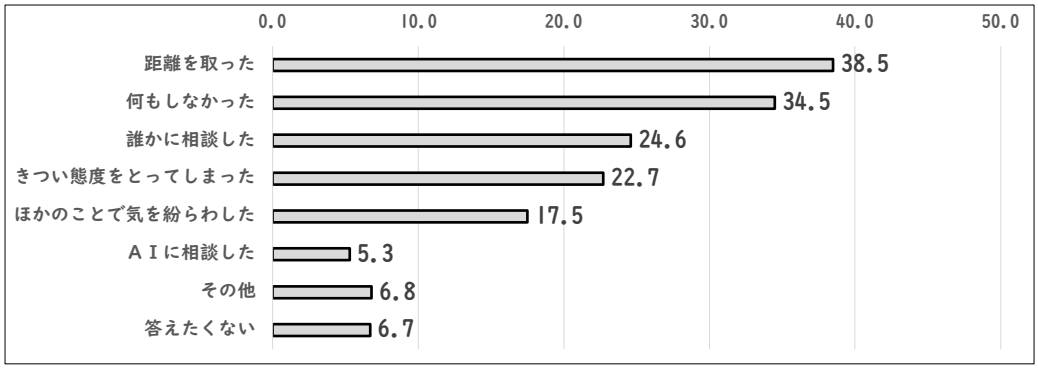


「ない」が、６５．９％
「ある」が、２６．０％であった。

（仮称）「世田谷区いじめの予防及び解消を実現するための子どもの学びと育ちを支える条例（素案）」の策定に向けた意見聴取

世田谷区 SETAGAYA CITY

１４　そのとき、どんな行動をとりましたか。

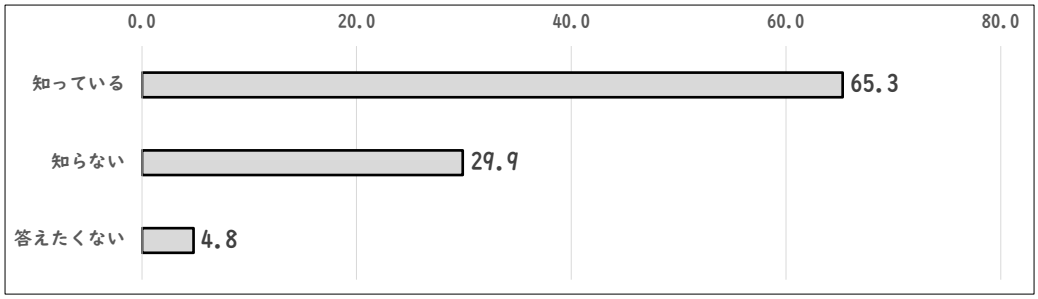


「距離をとった」が、３８．５％
「何もしなかった」が、３４．５％
「誰かに相談した」が、２４．６％
「きつい態度をとってしまった」が、２２．７％であった。

（仮称）「世田谷区いじめの予防及び解消を実現するための子どもの学びと育ちを支える条例（素案）」の策定に向けた意見聴取

世田谷区 SETAGAYA CITY

１６　自分や友だちが困ったとき、学校や学校以外の相談先を知っていますか。

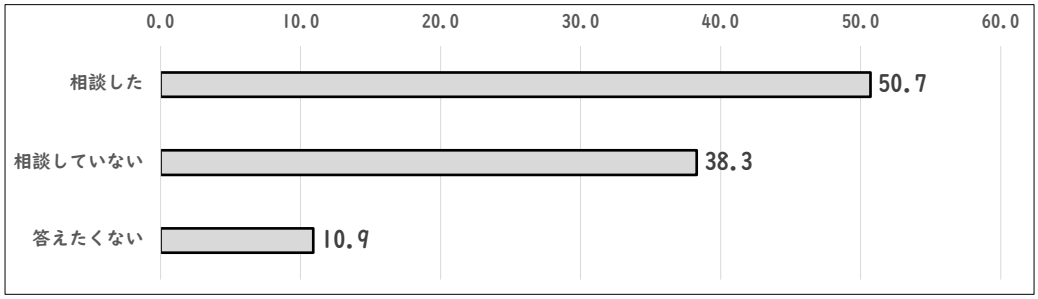


「知っている」が、６５．３％
「知らない」が、２９．９％であった。

（仮称）「世田谷区いじめの予防及び解消を実現するための子どもの学びと育ちを支える条例（素案）」の策定に向けた意見聴取

世田谷区 SETAGAYA CITY

１７　自分や友だちが困ったとき、学校や学校以外の相談先に相談しましたか。

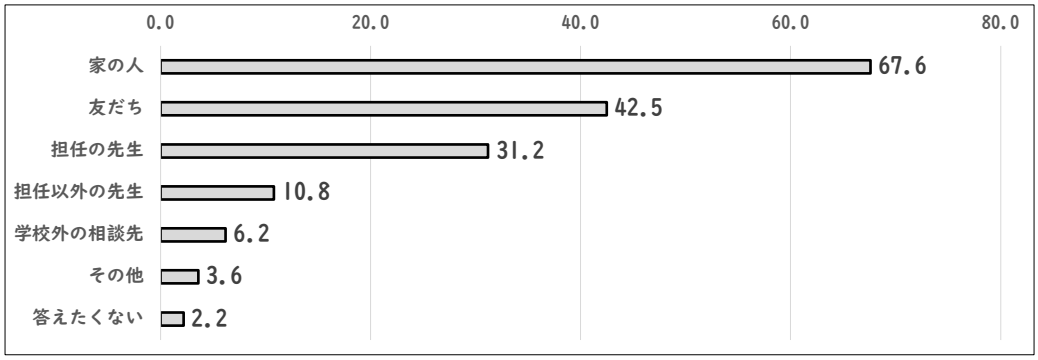


「相談した」が、５０．７％
「相談していない」が、３８．３％であった。

（仮称）「世田谷区いじめの予防及び解消を実現するための子どもの学びと育ちを支える条例（素案）」の策定に向けた意見聴取

世田谷区 SETAGAYA CITY

１８　誰に相談しましたか。

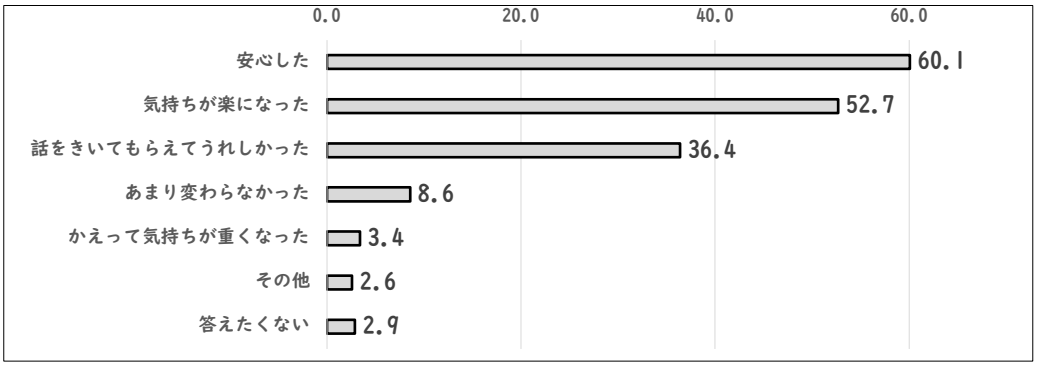


「家の人」が、６７．６％
「友だち」が、４２．５％
「担任の先生」が、３１．２％であった。

（仮称）「世田谷区いじめの予防及び解消を実現するための子どもの学びと育ちを支える条例（素案）」の策定に向けた意見聴取

世田谷区 SETAGAYA CITY

１９　相談したことでどのような気持ちになりましたか。

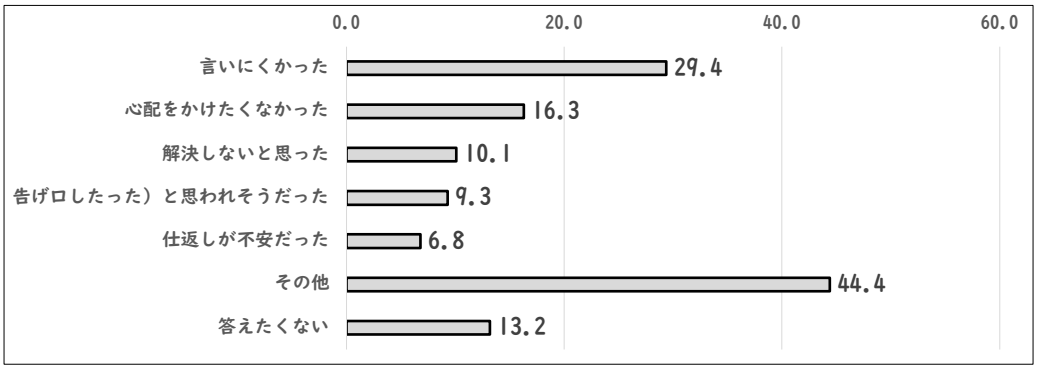


「安心した」が、６０．１％
「気持ちが楽になった」が、５２．７％
「話をきいてもらえてうれしかった」が、３６．４％であった。

（仮称）「世田谷区いじめの予防及び解消を実現するための子どもの学びと育ちを支える条例（素案）」の策定に向けた意見聴取

世田谷区 SETAGAYA CITY

２０　相談しなかった理由は何ですか。

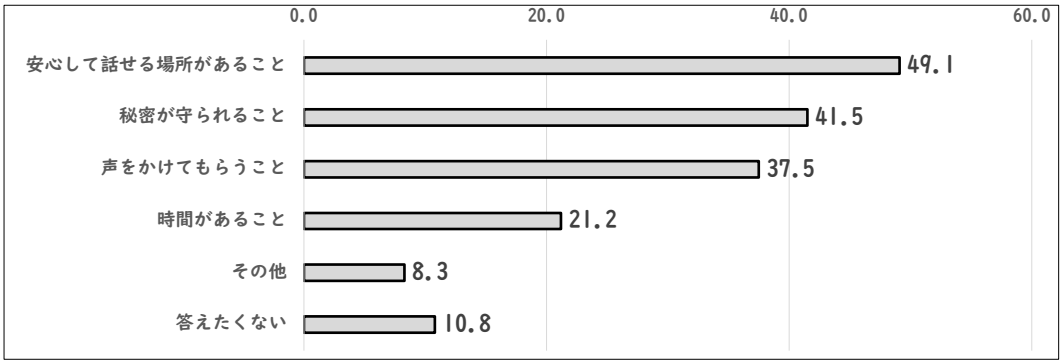


「その他」が、４４．４％
「言いにくかった」が、２９．４％
「心配をかけたくなかった」が、１６．３％であった。

（仮称）「世田谷区いじめの予防及び解消を実現するための子どもの学びと育ちを支える条例（素案）」の策定に向けた意見聴取

世田谷区 SETAGAYA CITY

２１　相談しやすくするためには、どのようなことがあるといいですか。

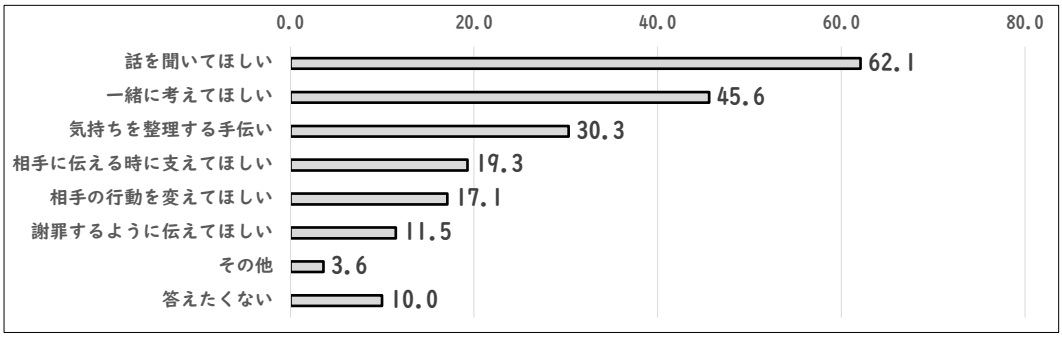


「安心して話せる場所があること」が、４９．１％
「秘密が守られること」が、４１．５％
「声をかけてもらうこと」が、３７．５％
「時間があること」が、２１．２％であった。

（仮称）「世田谷区いじめの予防及び解消を実現するための子どもの学びと育ちを支える条例（素案）」の策定に向けた意見聴取

世田谷区 SETAGAYA CITY

２２　相談するとしたら、その人にどんな関わりをしてもらえるとよいですか。

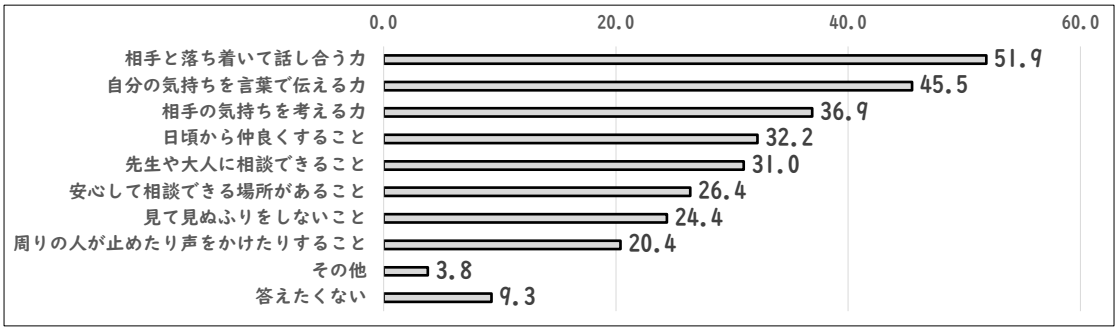


「話を聞いてほしい」が、６２．１％
「一緒に考えてほしい」が、４５．６％
「気持ちを整理する手伝い」が、３０．３％
「相手に伝える時に支えてほしい」が、１９．３％
「相手の行動を変えてほしい」が、１７．１％であった。

（仮称）「世田谷区いじめの予防及び解消を実現するための子どもの学びと育ちを支える条例（素案）」の策定に向けた意見聴取

世田谷区 SETAGAYA CITY

２３　「嫌だな」「困ったな」と感じたこと、自分のイライラから立ち直るために、自分に身についたらよいと思う力や方法は何ですか。

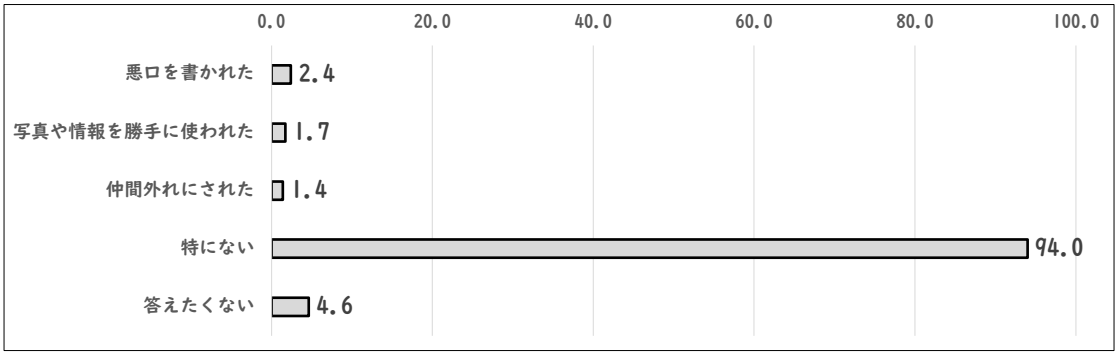


「相手と落ち着いて話し合う力」が、５１．９％
「自分の気持ちを言葉で伝える力」が、４５．５％
「相手の気持ちを考える力」が、３６．９％
「日頃から仲良くすること」が、３２．２％
「先生や大人に相談できること」が、３１．０％であった。

（仮称）「世田谷区いじめの予防及び解消を実現するための子どもの学びと育ちを支える条例（素案）」の策定に向けた意見聴取

世田谷区 SETAGAYA CITY

２５　ネットやＳＮＳで嫌な思いをしたことはありますか。

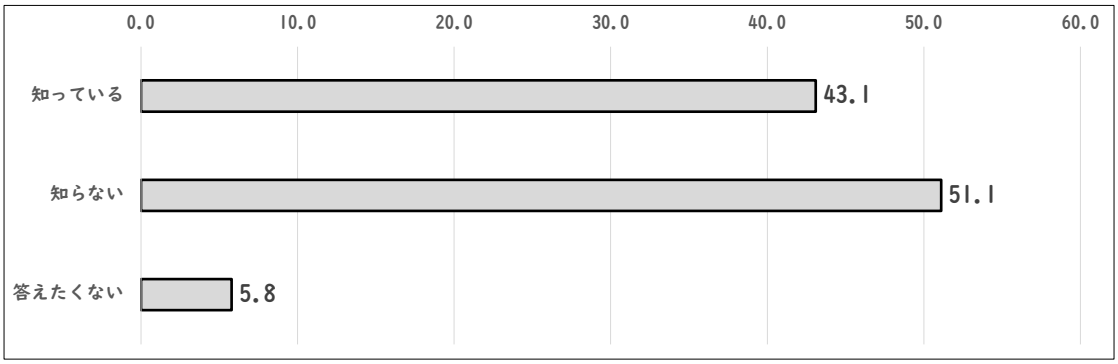


「特にない」が、９４．０％
「答えたくない」が、４．６％
「悪口を書かれた」が、２．４％
「写真や情報を勝手に使われた」が、１．７％であった。

（仮称）「世田谷区いじめの予防及び解消を実現するための子どもの学びと育ちを支える条例（素案）」の策定に向けた意見聴取

世田谷区 SETAGAYA CITY

２６　学校に『いじめ防止基本方針』を作っていることを知っていますか。

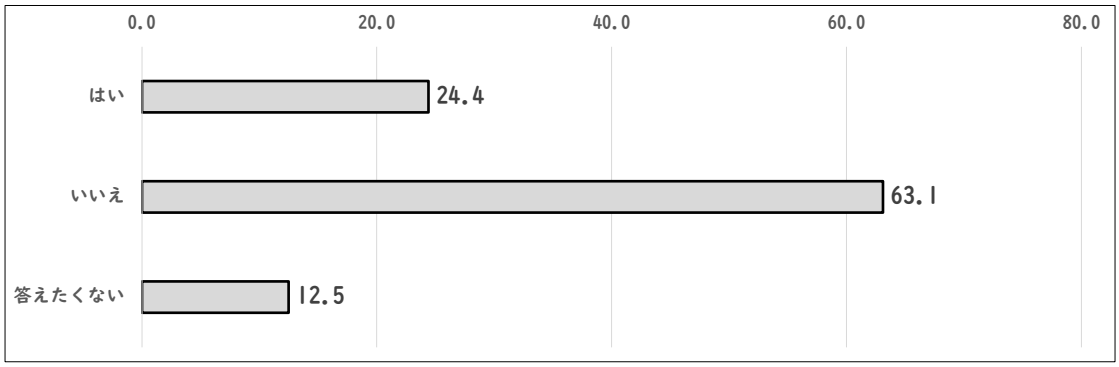


「知らない」が、５１．１％
「知っている」が、４３．１％であった。

（仮称）「世田谷区いじめの予防及び解消を実現するための子どもの学びと育ちを支える条例（素案）」の策定に向けた意見聴取

世田谷区 SETAGAYA CITY

２７　そのルールづくりに、あなたは意見を言ってみたいと思いますか。



「いいえ」が、６３．１％
「はい」が、２４．４％であった。

資料３

（仮称）いじめ防止等対策推進条例 シンポジウム　実施報告

実施日：令和8年9月26日（土）　14時00分～16時30分

第一部　ワークショップ参加者からの発表

7月に実施した体験型ワークショップに参加した子どもたちから、当日の感想を発表してもらいました。

参加者①

- **まずは当事者の気持ちを聴く**

同じ出来事・同じ言葉でも、いじめられた人・いじめてしまった人・近くで見ていた人で感じ方が違う。本人がどう思っているのか、どうしてほしいのかを聴くことが大切。

- **平時の備え**

普段から相談しやすい雰囲気や、いじめられた人が逃げられる場所を作る。

- **周囲で考え続ける**

今回のワークショップに参加して、いじめをなくすことは簡単ではないが、周りの人が一緒に考えていくことが大切だと感じた。

参加者②

- **聴く力をつける**

人の話を聴く力をつけることで、日常のトラブルを減らせる。

- **先生も大事**

友だちだけでなく、先生も大事だから、先生も大変なら一度休んで気持ちが晴れることをして、元気になってから学校に来てほしい。

参加者③

- **複数の相談先**

いやなことがあったら、すぐ先生に言う。先生に言えなかったら、スクールカウンセラーや家族に言う。

- **友だちへ相談**

先生など大人に言いにくい場合は、信頼できる友だちに話す。

参加者④

- **安心して話せる場**

いじめられていることを話せない。全員が安心して伝えられる場が常に用意されている必要がある。

- **いじめの原因**

いじめが始まる原因は、嫉妬・無意識・わざとが挙げられる。周囲が中心のメンバーに行動を寄せるといじめが大きくなりやすい。

- **いじめの授業**

いじめられている人がいやな気持になることに気づかないと、いじめが増えたり周りの人がとめたりしないので、いじめについての授業で今回のワークショップのように、いじめられている役や周りでいじめをとめる役になって、それぞれの立場の気持ちを知る。

第二部　パネルディスカッション

子どもたちの声から、学校現場・保護者・行政・地域は何を軸に考えていくべきか議論しました。

PANELIST ／ 世田谷区長

保坂 展人

01 ／ 取材経験が原点

1980年代にいじめを苦にした中学生の自殺を報道した際、数千通の手紙を受け取った経験。
1990年代には区民と「いじめよとまれ」シンポジウムを開催。

02 ／ 重大事態調査

重大事態調査は2年近くかかる場合もあり、その間に当事者は卒業・転校してしまう。
事実認定だけでなく、被害時の保護・ケアを最優先する仕組みが必要。

03 ／ 条例名に込めた思い

仮の題だが「世田谷区いじめの予防及び解消を実現するための子どもの学びと育ちを支える条例」としている。
子ども第一で、被害に遭っている子どもの保護とケア優先の枠組み。

04 ／ 理想とする社会像

いじめが悪化させず、最初の段階で、子どもが集団の中で修復できるクラスづくり。
子どもたち自身のもともと持っている力でいじめをなくして解消できるよう学校だけに責任を押し付けるのではなく、地域全体で考えていきたい。

第二部　パネルディスカッション

子どもたちの声から、学校現場・保護者・行政・地域は何を軸に考えていくべきか議論しました。

PANELIST ／ 元小学校校長

大字 弘一郎 氏

01 ／ 援助希求

子どものアンケートでは「週に何度も嫌な思いをしている」子どもが約25%、
そのうち誰かに相談した子どもは1/3のみ。
援助希求がいじめ解消のキーワードになる。

02 ／ 求められる大人

口が堅いと、安心感が伝わり、子どもが相談しやすい。
子どもが話しかけやすい雰囲気を醸し出す。
子どものことを絶対に守るという信念。

03 ／ 複雑事案の対応

学校としてできる限界を踏まえ、専門家に早くから相談して一緒に対応する。
子どもが幸せになるための解決方法を考えることが一番なので、専門機関や
地域の方と一緒に対応することを積極的に学校はやっていく必要がある。

04 ／ 子どもとの約束

入学式の保護者もいる前で、「人を傷つけることはしない・言わない」と
子どもたちと約束し、そして何度も繰り返し言っていた。
発達段階に応じていろいろな経験を積み重ねる中で、どの一言が人を傷つけ
どの行動が人を傷つけるのか、子どもたちに考えてほしい。

第二部　パネルディスカッション

子どもたちの声から、学校現場・保護者・行政・地域は何を軸に考えていくべきか議論しました。

PANELIST ／世田谷区子どもの権利擁護機関（せたホッと）代表擁護委員・弁護士

平尾 潔 氏

01 ／ せたホッとは子どもの声を聴く機関

SOSだけでなく何気ない相談も受け止め、本人の意向に応じて学校等へ
橋渡しする第三者機関。
子どもの声を聴くことを一番重視しているところで、必要に応じて親子を
分離して子どもだけから話を聴くこともある。

02 ／ 子どもと保護者の要望の相違

子どもが望むことと保護者が望むことに大きなズレがある場合、
「どう解決したいか」まで子どもの声を聞けていない可能性がある。

03 ／ 一方的な叱責では解決しない

いじめた側にも言い分があり、それを十分に聴くことで本当の反省につながる。
表面的な「握手して仲直り」ではなく、双方の言い分を丁寧に拾い上げる
プロセスが必要。

04 ／ 「修復」が画期的

重大事態調査は事実認定に偏り、関係修復への手が回らない。
世田谷区の条例が「修復」という概念を正面から打ち出したことは
画期的と評価できる。

第二部　パネルディスカッション

子どもたちの声から、学校現場・保護者・行政・地域は何を軸に考えていくべきか議論しました。

PANELIST ／ 教育長

知久 孝之

01 ／ 相談先を増やす

タブレット端末から相談できる「子どもSOS相談フォーム」の昨年度実績は
小学生が108件・中学生が35件と年齢による差が大きい。
相談窓口を増やすだけではなく、年齢に合わせた手法を考えていくべき。

02 ／ アウトリーチ型の早期発見

区立学校では休み時間も教員が教室に残り、何気ない対話を通じて
子どもたちの様子を見ている。
子どもたちの声にならない予兆に気づき、大人から声をかけて必要な支援に
つなげるような、アウトリーチ型の支援が必要だと考えている。

03 ／ 取り組みの方向性

予防と早期発見：深刻な被害になる前に、小さな兆しから捉える
速やかな連携：いじめが起きたら学校と教育委員会が連携し子どもを支援する
子どもの声を聴く：せたホッととの連携を強化し学校づくりにいかす

04 ／ 子どもの声

大人が一方的に押し付けるのではなく、子ども自身が「いじめが起きたとき
自分ならどうするか、周囲に何ができるか」を考え、表現する取り組みとして
参加型のワークショップを継続的に実施していきたい。
子どもの声を起点に、いじめ予防につながる取り組みにしていきたい。

第二部　パネルディスカッション

子どもたちの声から、学校現場・保護者・行政・地域は何を軸に考えていくべきか議論しました。

まとめ

子どもの声を聞き、子どもの最善の利益を目指していく。
子どもたちの声が区の条例になったと実感でき、
意見を言うことで環境が変わるという体験となるよう、
条例を制定し、実現していくことが大事になる。

子どもの意向を尊重するため、
子どもが安心して相談や意見表明できるよう、
周りの大人は子どもに安心を提供し、
子どものために最も善いことは何かを考える。

学校、家庭、地域、関係機関が協力しながら、
すべての子どもが安全で安心して学び、
健やかに成長できる地域社会を目指す。
社会全体が子どもたちの中のいじめについてより理解を深め、
子どもを中心にしながら取り組んでいく。

いじめへの対応は処罰や責任追及を目的とするのではなく、
関係するすべの子どもについて、その背景や置かれている状況の
理解を深め、改善を図るとともに、関係性の調整や健やかな成長
及び再発防止につながる支援により、いじめの解消を目指す。

資料４

条例（素案）へのパブリックコメント　主な意見

意見全体の傾向

最も多かったのは、「被害を受けた子どもの安全・学習権の確保をより具体的に示すべき」「いじめの行為に及んだ児童生徒への環境調整や出席停止等の基準を明確化すべき」という意見であり、第３条、第５条、第 14 条、第 20 条に関する意見が特に集中していた。

次いで、第三者機関の強化、関係修復重視への懸念、専門職を含めた組織的支援体制の強化を求める意見が多く見られた。

１　被害を受けた子どもの安全・学習権を最優先にすべき

【関係条文】第３条第２項
第 14 条第２項
第 20 条

【主な意見】

- 被害側が別室登校・不登校・転校となり、加害側が教室に残る状況を防ぐべき。
- 被害側を動かすことを前提とせず、加害側の別室指導、接触回避、出席停止等をまずは検討すべき。
- 被害側の学習権・生活環境の維持を具体的施策として明記すべき。
- 一時的に別教室や学校等へ避難する仕組みや、卒業後も含めた継続的な支援制度を設けるべき。

２　「処罰や責任追及を目的としない」「関係性の回復」の考え方への意見

【関係条文】第３条第３項
第３条第６項
第５条第２項

【主な意見】

- 「処罰や責任追及を目的としない」という文言は加害側の責任を曖昧にする懸念がある。
- 被害側への和解・関係修復の事実上の強制につながらないよう明記すべき。
- 犯罪行為や重大ないじめについては厳正な対応や警察連携を明記すべき。
- 対話や修復的アプローチ、メディエーションを重視すべき。

３　第三者機関・教育委員会の監視機能強化

【関係条文】第 19 条
第 24 条

【主な意見】

- 学校や教育委員会の対応自体を独立した第三者が検証する仕組みが必要。
- 被害側や保護者が直接相談できる第三者機関の権限を強化すべき。
- 教育委員会の説明責任や記録確認の仕組みを明確化すべき。
- 調査後の改善状況を第三者が確認し、被害側へフィードバックする仕組みを求める。

４　予防・教育の強化

【関係条文】前文
第 9 条第 1 項
第 12 条

【主な意見】

- 「予防」に関する記載をもっと充実させるべき。
- いじめが許されないことや人権教育を学校で体系的に教えるべき。
- いじめの具体例を示したリーフレットや啓発教材を活用すべき。
- 学校、家庭、地域が一体となって予防に取り組むことを明記してほしい。

５　組織的・専門的な支援体制の強化

【関係条文】第 7 条第 2 項・第 3 項
第 8 条第 1 項
第 15 条第 2 項

【主な意見】

- 担任一人に任せず、学年・管理職・養護教諭等によるチーム対応を徹底すべき。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士等の専門職を活用すべき。
- 保護者支援の担い手を明確にするべき。
- 相談窓口や居場所の充実を求める。

６　調査・事実認定の在り方

【関係条文】第 13 条
第 15 条
第 22 条

【主な意見】

- 客観的証拠に基づく事実確認を重視すべき。
- 複雑事案では時系列や背景事情を丁寧に把握すべき。
- 調査の長期化により負担がかかったり、関係性の回復を妨げたりしないようにすべき。
- SNS や学校外でのいじめへの対応を明確にしてほしい。

７　その他の主な意見

【関係条文】第 2 条
第 6 条第 2 項

【主な意見】

- 「いじめ」という名称ではなく、「人権侵害」「加害行為」等の表現を用いるべき。
- 犯罪に該当する行為は警察との連携を明文化すべき。
- 教員配置の充実や人的支援の強化を求める。
- 教職員への研修を定期的に実施し、学習を義務づけてほしい。

資料５

（仮称）世田谷区子どもの学びと育ちを支えるいじめ予防・解消条例（案）

目次

前文
第１章　総則（第１条－第３条）
第２章　区立学校におけるいじめへの対応の基本方針（第４条－第５条）
第３章　各主体の責務等（第６条－第 11 条）
第４章　体制等（第 12 条－第 15 条）
第５章　区立学校における段階別対応の基本（第 16 条－第 20 条）
第６章　いじめ重大事態への対処（第 21 条－第 26 条）
第７章　区立学校以外の学校等（第 27 条－第 28 条）

（前文）

いま、いじめに苦しんでいるあなた、長い間、いじめに悩み、傷ついてきたあなたへ。
いじめが怖くて周りに合わせてしまったあなた、目の前のいじめを見ても声を上げられなかったあなた、いじめに加わったことを悔やんでいるあなた、相手のつらさに気づいていないあなたへ。
いじめに苦しむ子どもを助けたいと願い、すれちがい、ぶつかりあった子ども同士の関係を何とか修復しようと努力している、すべての大人たちへ。

いじめは、人の心や体を傷つけ、成長や将来にも大きな影響を与えるだけでなく、命に関わることもある、決して許されない行為です。ふざけているつもりでも、相手が傷つき、苦しんでいることがあります。小さなからかいやいたずらが、いじめにつながることもあります。さらには、親切のつもりで言ったことでさえも、相手が傷つき、苦しんでいることがあります。だからこそ、いじめは特別なことではなく、どの子どもにも起こり得るものです。

区は、いじめを受けた子どもの安全と心身のケアを最優先にし、その考えや気持ちに丁寧に耳を傾けながら、安心を取り戻し、自分らしく成長することができるよう支えます。いじめが繰り返されないよう、いじめを行った子どもにも必要な指導と支援を行います。子ども同士の関係の修復に取り組むときは、いじめを受けた子どもの安全と意思を尊重します。

区は、子どもの幸せと成長にとって何が最もよいかを常に考え、子どもの権利を守ります。いじめに加わった子どもや、周りで見ていた子どもにも、人の尊厳の大切さを伝え、いじめや暴力を繰り返さないよう働きかけていきます。

子どもたちの中にある力を信じ、子どもたち自身がいじめの芽を摘み、小さな兆しに気づき、トラブルを解決したり、傷ついた心を回復したりする。その取組を、教員も、保護者も、地域の人々も、全力で支えます。

私たちは、子どもも、学校も、家庭も、地域も、互いに学び、支え合いながら、いじめの予防と解消に取り組み続けます。そして、いじめや差別のない、よりよき未来につながる地域社会をめざします。この条例の制定は、そのための第一歩です。そして、すべての子どもが安心して学び、育つことのできる世田谷を、ともに築いていきます。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、教育基本法（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 25 号。）、こども基本法（令和 4 年 6 月 22 日法律第 77 号）、世田谷区子どもの権利条例（平成 13 年 12 月 10 日条例第 64 号）の趣旨を踏まえ、いじめにより、子どもの生命及び安全、尊厳が脅かされない環境を確保するため、子どもの最善の利益を基本として、いじめの未然防止、予兆への気づき及び予防的対応、早期発見及び早期対応、被害を受けた子どもの意向を尊重しながら心身の回復並びに再発防止及び子ども同士の関係性の調整・修復を総合的に推進し、全ての子どもが安全・安心に学び、生活し、成長できる環境を確保することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)いじめ　児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該の児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2)いじめの防止等　いじめの未然防止、予兆への気づき及び予防的対応、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。

(3) 区　区長部局のほか、教育委員会などの行政委員会も含めた全ての執行機関のことをいう。

(4)学校　区に在住する子どもが在籍する、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校及び同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校をいう。

(5)児童生徒に関わる施設等　児童生徒の教育、スポーツ活動、文化活動その他の活動に関わる施設又は団体をいう。

(6)未就学児に関わる施設等　幼稚園、保育所、認定こども園その他未就学児の教育、保育又は支援を行う施設をいう。

(7)区立学校　世田谷区立学校設置条例（昭和 39 年３月世田谷区条例第 21 号）第 1 条に規定する小学校及び中学校をいう。

(8)子ども　世田谷区子どもの権利条例（平成 13 年 12 月世田谷区条例第 64 号）第２条に規定する子どもをいう。

(9)児童生徒　学校に在籍する児童又は生徒をいう。

(10)保護者　親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童生徒を現に監護する者をいう。
(11) 地域住民等　区内に在住、又は在勤し、若しくは在学する者又は区内で事業を営む者をいう。
(12) 関係機関等　警察、児童相談所、世田谷区子どもの権利擁護委員その他いじめの防止等に関係する機関等をいう。
(13) 複雑事案　当事者間の関係性、多様な個人の特性、家庭環境その他の背景要因が複合的に関係し、又は学校内外の人間関係若しくは SNS 等を通じたやり取りが影響することにより、事案の状況及び経過を一面的に整理することが困難なものをいう。

（基本理念）
第３条　いじめの防止等のための対策は、全ての判断及び対応において、子どもの最善の利益を最優先として行われなければならない。関係する全ての子どもについて、その背景や子どもが置かれている状況について理解を深め、その改善を図るとともに、子ども同士の関係性の調整や健やかな成長及び再発防止につながる支援を行うことにより、いじめの解消を図ることを基本として実施されなければならない。
２　区及び学校は、いじめへの対応に当たり、被害を受けた子どもの安全・安心と尊厳の回復を最優先とするとともに、事実関係及び状況を丁寧に把握しなければならない。なお、これは処罰や責任追及を目的とするものではない。
３　いじめは、学校の設置者又は種別にかかわらず、子どもが心身の苦痛を感じている状況をもって把握されるべきものであり、その後の子どもの成長や学校生活、更には将来に渡っても影響を及ぼし得るものとして認識されなければならない。
４　区及び学校、保護者、区民等は相互に連携し、子どもが安心して過ごし、困難に直面した時にも必要な支援を受けながら成長することができる地域社会の実現に努めるものとする。

第２章　区立学校におけるいじめへの対応の基本方針
（適用及び対象）
第４条　第４条から第 26 条までの規定は、区立学校に在籍する児童生徒に係るいじめへの対応について適用する。
２　区がこの条例に基づき行う具体的な対応、支援及び措置は、区立学校に在籍する児童生徒を対象として実施するものとする。

（いじめへの対応の基本方針）
第５条　いじめは、言動や行為の程度、頻度及び背景並びに児童生徒同士の関係性により多様な様相を呈するものであることを踏まえ、その対応に当たっては、関係する子どもの意向を尊重し、事案の性質及び背景、また段階に応じて適切に行うものとし、同一の対応を一律に当てはめるものではない。
２　発生したいじめについては、児童生徒の異変に早期に気づき、支え、深刻化させないことを重視し、対応に当たっては、児童生徒の状況及び背景への理解を踏まえ、児童生徒同士の関係性の調整及び回復を重視して行われるものとする。

3　区及び区立学校は、被害を受けた児童生徒の安全及び安心の確保を最優先としつつ、関係する児童生徒が孤立することのないよう配慮するとともに、児童生徒が自ら他者との関係や課題について考え、対話を通じて解決に向かう過程を支えるものとする。
4　区及び区立学校は、いじめの行為に及んだ児童生徒について、当該行為のみに着目するのではなく、その背景にある事情、発達段階及び生活環境等を踏まえ、いじめ行為の再発を防止し、人権を侵害しないよう当該児童生徒に自覚を促し、健やかな成長に資するよう、必要な指導及び支援を行うものとする。
5　区及び区立学校は、子どもの意見を表明する権利を尊重し、その意向を丁寧に聴き取るとともに、子どもが安心して自分らしく過ごしながら、困難な経験を乗り越える力及び対話等による他者との関係を修復する力や関係を整える力を育むことができるよう支援しなければならない。
6　区及び区立学校は、自ら支援を求めることが困難な子ども又はいじめとして認識することが困難な状況にある子どもに注意を払い、十分に配慮しなければならない。
7　子ども同士の関係性の調整及び修復は、被害を受けた子どもに和解や関係の継続を必ずしも求めるものではなく、本人の意向を尊重し、不利益にならないよう配慮をしながら、被害の継続・拡大を防止するとともに、関係する全ての子どもを対象として、安全・安心に過ごせるための環境の調整その他の適切な方法により図られなければならない。

第3章　各主体の責務等

（区の責務）

第6条　区は関係機関等と連携し、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめ防止等における対策を総合的かつ継続的に推進する責務を有する。
2　区は、区立学校以外の学校に在籍する児童生徒、未就学児並びに進学又は転学後の状況についても留意しつつ、関係機関等との連携及び情報共有の充実に向けて、事案の状況等に応じた必要な協力の在り方について検討するものとする。
3　区は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（教育委員会の責務）

第7条　教育委員会は、区立学校及びその教職員がいじめの防止等に関し、必要な助言、支援及び体制の整備を行う責務を有する。
2　教育委員会は、いじめの深刻化及び法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）への発展を未然に防止するとともに、いじめへの対応に当たる学校及び教職員が孤立し、又は対応を抱え込むことのないよう、人的支援、専門的支援、相談体制の整備その他必要な支援体制の整備及び充実を図るものとする。
3　教育委員会は、いじめに関する事例及び知見を収集し、及び分析し、その結果を区立学校に共有するとともに、いじめの防止等のための施策及び学校における対応の改善に活用するものとする。

４　教育委員会は、世田谷区子どもの権利擁護委員をはじめ関係機関等と連携し、いじめの予防や解消に向けた取り組みの普及を図る。

（区立学校及び教職員の責務）

第８条　区立学校及びその教職員は、いじめの防止等に関し、特定の教職員による個別の対応に依存することなく、組織として連携し、必要に応じて心理職をはじめとした専門職の協力を仰ぎながら対応を行う責務を有する。

２　教職員は、日常的な関わり及び対話を通じて得られる児童生徒の言動、表情、関係性その他の変化並びに学級又は集団の状況の変化が、いじめにつながる予兆である可能性に留意し、これを見逃すことなく教職員間で共有するとともに、必要な支援その他の予防的な対応につなげるよう努めるものとする。

３　区立学校は、初期対応の段階においても、当該事案における児童生徒の状況を一面的に捉えることなく、児童生徒一人ひとりの特性及び置かれている状況を十分に理解した上で、早期の支援につなげるよう努めるものとする。

４　区立学校は、被害を受けた児童生徒の安全・安心の確保及び尊厳の回復を最優先としつつ、関係した全ての児童生徒が孤立することのないよう、配慮した対応に努めるものとする。この場合において、教職員は、関係した全ての児童生徒が他者との関係や自らの課題について考え、対話を通して解決しようとする過程を尊重し、これを支えるよう努めるものとする。

（児童生徒の心得）

第９条　児童生徒は、かけがえのない人権を深く傷つける行為であるいじめが、許されない行為であることを理解し、互いの人格及び多様性を尊重して行動するよう努めるものとする。

２　児童生徒は、困ったこと又はつらさを一人で抱え込まず、信頼することができる教職員、保護者、地域住民その他児童生徒に関わる全ての者又は相談機関に相談できることを理解する。

３　児童生徒は、安心して過ごすことができる学級及び区立学校の環境づくりに主体的に関わり、困難な経験を乗り越える力、対話等による他者との関係を修復する力及び関係を整える力を発達の段階に応じて身につけることができるよう努めるものとする。

（保護者の責務）

第 10 条　保護者は、本理念及びいじめへの対応の考え方について理解を深め、子どもの教育について第一義的責任を有する者として、その保護する児童生徒に対し、いじめが相手の尊厳を傷つけるものであることを理解させ、いじめを行うことがないよう必要な指導を行うとともに、児童生徒の最善の利益を最優先として、区立学校及び関係機関等と条例の目的及び基本理念を共有し、相互の信頼関係に基づき連携及び協力するよう努めるものとする。

２　保護者は、児童生徒がいじめに直面した際の当事者であると同時に、必要に応じて支援の対象ともなり得ること及び保護者自身も心身の負担や困難を抱えることがあること

を踏まえ、区立学校及び関係機関等の支援を受けながら、児童生徒の最善の利益を中心としていじめへの対応をするよう努めるものとする。
３　保護者は、児童生徒の様子に目を向け、及びその意見を聞きいじめの兆候に気付いた場合には、早期に区立学校に相談又は情報提供を行うとともに、児童生徒の意思を尊重し、児童生徒と共に考えるよう努めるものとする。

（地域住民等及び関係機関等の役割）
第 11 条　地域住民等及び関係機関等は、児童生徒の変化又はいじめの兆候に気付いた場合には、区立学校その他関係機関等への情報提供に努めるものとする。
２　地域住民等及び関係機関等は、区立学校及び関係機関等と連携し、児童生徒の居場所及び相談先の確保に努めるものとする。
３　地域住民等及び関係機関等は、いじめに関係した児童生徒及びその保護者が孤立しないよう、必要な支援体制の充実に努めるものとする。

第４章　体制等
（世田谷区いじめ防止基本方針の策定）
第 12 条　教育委員会は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ計画的に推進するため、本条例の基本理念を踏まえ、いじめ防止等に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）を策定するものとする。

（学校いじめ防止基本方針の策定）
第 13 条　区立学校は、本条例及び基本方針を参酌し、当該学校の実情に応じたいじめの防止等に関する基本的な方針を定めたうえで、これに基づきいじめの防止等のための対策を実施するものとする。

（世田谷区いじめ防止等対策連絡会の設置）
第 14 条　教育委員会は、いじめの防止等に関する関係機関等との連携を図るため、いじめ防止等対策連絡会を置くものとする。
２　前項の連絡会は、いじめの防止等に関する情報共有、意見交換、取組に関する助言及び支援その他必要な事項について協議を行い、区立学校におけるいじめ防止等の取組が実効的に推進されるよう連携を図るものとする。

（世田谷区いじめ問題調査委員会の設置）
第 15 条　教育委員会は、法第 14 条第３項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策が専門的かつ中立的な見地から推進されるようにするとともに、法第 28 条第 1 項に規定する調査その他いじめに関する事案についての調査を行うため、教育委員会の附属機関として、世田谷区いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。
２　調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、必要に応じて意見を述べ、又は提言を行うものとする。
(1) いじめの防止等のために教育委員会及び区立学校が実施する施策
(2) 法第 28 条第 1 項に規定するいじめの重大事態に係る事項

(3) 再発防止及び児童生徒が安心して過ごすことができる教育環境の整備に関する事項

３　調査委員会は、教育、心理、福祉、法律、医療その他いじめに関する専門的な知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する委員 10 人以内で組織する。

４　調査委員会は、特定の事案について調査を行うため、必要に応じて部会を置き、又は専門的知見を有する者を専門調査員として任命することができる。

５　調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第５章　区立学校における段階別対応の基本

（予防）

第 16 条　区立学校は、児童生徒一人ひとりの違いが尊重され、安心して意見や気持ちを表明することができる学級及び区立学校の環境づくりを通じて、いじめが生じにくい集団の形成に努めるものとする。

２　区立学校は、成功体験のみならず、失敗や葛藤を含めた学びの過程が大切にされる学級の運営を行い、対話を通じて人間関係を調整する力を育むよう努めるものとする。

３　区立学校は、教職員が日常的に児童生徒の状況や小さな変化について相談及び共有を行うことができる体制を整えるとともに、必要に応じて専門職を含めた教職員との連携を図り、気づきを特定の教職員のみで抱え込むことなく、区立学校全体で支援につなげ、予防の基盤として教職員と子ども双方にとって心理的安全性の高い風土づくりに努めるものとする。

４　区立学校は、児童生徒の言動、表情、関係性その他の変化並びに学級又は集団の状況の変化を、いじめにつながる予兆の可能性として捉え、これを見過ごすことなく、必要な支援その他の予防的な対応につなげるものとする。

（早期発見）

第 17 条　区立学校は、明確な被害の申告がない場合であっても、児童生徒が心理的又は身体的な苦痛を感じていると認められる状況その他いじめが疑われる行為又は状況を把握した場合には、必要な事実の確認その他の対応につなげるものとする。

２　区立学校は、早期発見に当たっては、特定の教職員の判断のみに依存するのではなく、組織的な情報の共有及び多角的な視点に基づいて行うものとする。

（早期対応）

第 18 条　区立学校は、いじめが疑われる場合には、速やかに事実関係の確認を行うとともに、子どもの不安や恐怖に寄り添い、安心して過ごすことができる環境の確保を中心に置いた対応を行うものとする。

２　区立学校は、初期対応に当たっては、被害を受けた児童生徒の安全・安心及び学習環境の保障を優先するとともに、当該児童生徒が孤立しないよう配慮するものとする。

３　区立学校は、初期対応の段階においても、児童生徒の状況及び背景を踏まえ、いじめに至った要因その他の背景事情についても丁寧に把握し、必要に応じて教育委員会及び専門職又は関係機関等と連携し、継続的な支援につなげるよう努めるものとする。

（複雑事案への対応）

第19条　区立学校及び教育委員会は、複雑事案への対応に当たっては、事案の背景及び関係性を踏まえ、とりわけ丁寧かつ慎重に背景事情や関係性の把握につとめた上で、児童生徒の安全及び安心の確保並びに状況の改善を図るものとする。

２　区立学校及び教育委員会は、いじめの事案が複雑事案に該当すると認める場合には、当該事案が、重大事態に至っていない段階であっても、当該事案の背景及び関係性を踏まえ、専門職又は関係機関等との連携を含め、組織的かつ多角的な検討を行い、児童生徒の安全及び安心の確保並びに状況の改善を図るものとする。

（犯罪行為・触法行為への対応）

第20条　区立学校及び教育委員会は、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、犯罪行為（触法行為を含む）として取り扱われるべきいじめなどは、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めるものとする。

２　区立学校及び教育委員会は、犯罪行為に相当し得るいじめの行為に及んだ児童生徒について、その背景にある事情を把握し、いじめの行為に及んだ児童生徒が適切な支援を受けられるよう、必要に応じて児童相談所やこども家庭支援センターなどの福祉機関等と連携を図るものとする。

第６章　いじめ重大事態への対処

（基本姿勢）

第21条　教育委員会及び区立学校は、重大事態への対処に当たっては、被害を受けた児童生徒の生命及び心身の安全並びに安心して学ぶ権利の保障を最優先としなければならない。

２　重大事態への対処は、事実関係の解明及び重大事態への対処及び再発防止を目的とするものであるが、被害を受けた児童生徒及びその保護者に対する支援を速やかに開始し、又は継続することを基本とし、調査及び支援は、並行して行われなければならない。

３　教育委員会及び区立学校は、被害を受けた児童生徒にとって何が安全・安心につながるのかについて、当該児童生徒の意見及び意向を尊重しながら把握し、その最善の利益を踏まえて必要な支援及び環境調整を行うものとする。

（重大事態が疑われる場合の対応）

第22条　区立学校は、いじめにより重大事態が発生した疑いがあると認めるときは、速やかに児童生徒の安全確保のために必要な措置を講ずるとともに、教育委員会に報告しなければならない。

２　教育委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、学校が実施する調査が適切に行われるよう必要な助言、支援及び指導を行うとともに、被害を受けた児童生徒及びその保護者への説明、心理的支援、関係機関との連携その他必要な措置を講ずるものとする。

（調査の実施）

第 23 条　教育委員会は、重大事態に該当する事案について、法第 28 条第 1 項の規定による、事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
２　教育委員会は、前項の調査を行うに当たり、事案の内容、被害を受けた児童生徒及びその保護者の意向その他の事情を踏まえ、学校又は教育委員会、調査委員会その他適切な調査組織に調査を行わせることができる。
３　調査に当たっては、被害を受けた児童生徒の心身の状態、意向及び負担に十分配慮するとともに、当該調査と児童生徒への支援及び必要な指導が並行して適切に行われるよう努め、全ての児童生徒の学び及び学校生活の継続に配慮しなければならない。

（調査結果の報告及び説明）
第 24 条　教育委員会は、前条の調査が終了したときは、被害を受けた児童生徒及びその保護者に対し、調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行うものとする。
２　教育委員会は、調査結果を区長に報告するとともに、再発防止策を検討し、区立学校への支援に反映させるものとする。

（世田谷区いじめ問題再調査委員会の設置）
第 25 条　区長は、法第 30 条第 1 項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、区長の附属機関として、世田谷区いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。
２　再調査委員会は、前条第２項の調査の結果について、法第 30 条第２項に規定する調査を行う。
３　再調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（再発防止及び継続的支援）
第 26 条　教育委員会は、重大事態への対応並びに調査又は再調査の結果を踏まえ、区立学校における重大事態の再発防止及び教育環境の改善に必要な施策を講ずるものとする。
２　区は、被害を受けた児童生徒及びその保護者が重大事態への対応及び調査の終了後も孤立することのないよう、必要に応じて関係機関等と連携し、継続的な支援に努めるものとする。

第７章　区立学校以外の学校等
（区立学校以外の学校等との連携）
第 27 条　区は、本条例の目的及び基本理念が、区立学校以外の学校、児童生徒に関わる施設等及び関係機関等に広く共有されるよう、必要な周知に努めるものとする。
２　区は、区立学校に在籍する児童生徒の進学、転学その他の環境の変化に伴う支援の継続性に配慮し、区立学校以外の学校、児童生徒に関わる施設等及び関係機関等との連携、情報共有その他必要な協力の推進に努めるものとする。
３　区は、区立学校以外の学校に在籍する児童生徒についても、当該児童生徒の状況に応じ、必要な支援につながるよう努めるものとする。

４　区は、いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめに関係する児童生徒に対する必要な指導及び支援、適切な事実関係の把握、再発防止その他のいじめへの対応が、本条例の目的及び基本理念を踏まえて行われるよう、関係する学校、施設及び機関との必要な連携及び協力に努めるものとする。

（未就学児に関わる施設等との連携）

第 28 条　区は、本条例の目的及び基本理念について、未就学児に関わる施設等との共有及び周知に努めるものとする。

２　未就学児に関わる施設等は、乳幼児期の子ども同士のぶつかり合いや、それにより生じる葛藤、その他の事象については、乳幼児期の発達の特性を踏まえ、幼稚園教育要領、保育所保育指針その他これらに準ずる基準に基づき、必要な指導及び援助を行うものとする。

資料６

（仮称）世田谷区いじめの予防及び解消を実現するための
子どもの学びと育ちを支える条例（素案）

実効性確保の取組み

令和８年１１月 世田谷区教育委員会
学校教育部教育指導課

条例素案を支える５つの基本的な考え方

1 **子どもの最善の利益を最優先**

関係するすべての子どもの背景や状況に理解を深め、子どもにとって何が必要かを重視する

2 **予防と早期支援**

深刻化する前の段階で変化を捉え、相談しやすい環境を整え、援助を求めやすい関係性を構築する

3 **子どもの声を尊重**

当事者である子どもの意見や意向を丁寧に聴き取り、支援と解決の過程に反映する

4 **子どもの成長を支える支援**

困難を乗り越える力・関係を修復する力を育むため、すべての子どもの健やかな成長を支援する

5 **地域全体で支える**

学校・家庭・地域・関係機関が連携し、多様な視点から子どもを支える体制を構築する

条例素案を支える５つの理念実現に向けて必要な具体的取組みを検討

01

未然防止の推進

対 象

児童・生徒

- 中学生に向けたいじめ防止プログラム
- 小学生に向けた体験型ワークショップ
- 区のいじめ防止基本方針改定に向けた子どもの参画
- 条例理念を子どもにわかりやすく示すリーフレット

02

関係する全ての子どもへの支援

対 象

児童・生徒、関係機関

- 各相談窓口の整理・連携
- 外部専門機関との連携
- スクールカウンセラーと外部専門家との連携
- 警察との連絡体制強化
- 学校復帰・継続見守り

03

教職員・学校支援

対 象

教職員、学校

- 組織的対応体制の構築支援
- 教育委員会の巡回支援による学校への助言・支援
- 学年・学級経営の助言
- 条例を学校現場で実効性あるものとするための学校基本方針の見直し支援
- 段階に応じた教員研修等の推進

04

周知・啓発

対 象

保護者、地域

- 相談窓口の周知
- 保護者向け条例リーフレット作成・説明機会創設等による周知啓発
- 子ども向けリーフレット

05

ガイドライン策定・検証

対 象

教職員、学校

- 学校現場での実効性確保に向けたガイドラインの策定検討委員会の設置
- 児童・生徒へのアンケート実施等による検証実施
- 再発防止策の検証
- 先進自治体の研究

未然防止の推進

子ども自身が「いじめに向かわない力」を育むためのプログラム

A

継 続

中学生向けいじめ防止プログラム

従前より継続して取り組んできた学年単位のプログラムを軸に、運用状況を検証しながら改善を重ねる。

B

新 規

小学生向け「体験型」防止プログラムのモデル実施

ロールプレイ等を用いた体験型学びを複数校で先行実施。区内全校への展開を見据えながら効果を検証。

C

新 規

学校いじめ防止基本方針への子どもの参画モデル実施

子どもたちが方針づくりに当事者として関わることで、自分ごととしていじめ防止を考える土壌を育む。

ねらい

子どもがいじめに向かわない力、よりよい人間関係を築く力を育む

善意の行為でもいじめになりうるなど、
いじめの定義を踏まえ、
子どもたちが互いに尊重し合える関係づくりを、
学校・地域・子ども自身の協働で進めます。

関係する全ての子どもへの支援

いじめが発生した後の児童・生徒へのケアと成長につなぐ支援を、関係機関と切れ目なく連携して届ける

拡 充

スクールカウンセラーと外部専門家・専門機関との調整

被害を受けた子どもはもちろん、加害・傍観すべての関係した子どものケアと成長を支えるため、必要に応じて外部専門家等につなげる。

拡 充

学校復帰・継続的な見守りの支援体制

登校しぶりの状況も含めて、学校復帰に向けた支援や継続的な見守りを行うとともに、学習の遅れや不安が生じないよう、学習保障を含めた必要な体制の検討を進める。

拡 充

各相談窓口の整理・福祉領域との連携

教育委員会・区福祉領域との横ぐしの連携を強化することで、
学校やせたホットに限らず、状況に応じ相談できる窓口を整理し、
必要に応じて学校・教育委員会から相談機関につなぐ。
「相談したいと思ったときに相談先を見つけられるよう」周知啓発。

拡充・新規

警察との連携強化

いじめに関連する犯罪行為等において警察との連携強化策を検討する。

関連：複雑事案・重大事態対応

教職員と学校への支援

学校が組織として対応できる体制を支援する

未然防止と発生後のケアで学校を支援する体制確保

学校の「報告を受けて支援する仕組み」から、

「教育委員会から学校へ積極的に働きかけて対応力向上を支援する仕組み」へ

A

拡 充

学年・学級経営に関する助言の拡充

予防の基盤となる学級づくりや対応について、
学年・学級経営の助言を通じて後押しする。

B

拡 充

学校いじめ防止基本方針の見直し支援

学校の実情に応じたいじめ防止基本方針の策定支援とともに
方針が実効的な内容に更新されているか助言等で伴走支援する。

C

新 規

学校の組織的対応体制の構築支援

学校でのいじめ対応が俗人的とならないよう、
学校いじめ対策委員会の機能強化や運営強化等を支援。

段階に応じた教職員研修等の推進

A 新 規

条例理念の浸透

全ての教職員が本条例理念を共通言語として持つ基礎的研修

B 新 規

いじめへの基本方針と組織的対応

学校いじめ対策委員会が組織的対応としてより機能するために

C 新 規

いじめ対応の法的手順への理解

重大事態・複雑事案を含めた
いじめの対応の法的根拠や手順の共有

D 新 規

子どもの声を聴く学級経営の力

小さな変化を聴き取る視点と、
予防の基盤となる学級づくりの力を育む。

周知・啓発

条例の理念とそれぞれの責務を保護者・地域に届け、

対 象

保護者・地域

**いじめの重大化を防ぎ、
すべての子どもを必要なケアと
支援につなげるために**

A 相談窓口の情報整理と周知

多様な相談窓口をわかりやすく示すとともに連携し、被害・加害・傍観等の立場を問わず、いじめに関わったすべての子どもが必要なケアや支援につなげる。

B 保護者向けリーフレットと説明機会創設

区や教育委員会、学校・教員だけではなく、保護者をはじめ、地域全体がそれぞれの責務を果たせるよう、条例をわかりやすく解説するリーフレットを作成し説明機会を創設する。

C 子ども向けリーフレット

児童・生徒を対象として、条例をわかりやすく説明するリーフレットを作成し、学校での啓発にも活用していく。

D イベントでのPR

区の大規模イベントへの出展によるPRや区の福祉領域と連携したイベントでの周知啓発により、広く条例の理念を伝える。

ガイドライン策定・検証・研究

取組みの実行性を継続的に見直し、改善に繋げる基盤を整備します。

① 新 規

ガイドライン策定検討委員会の設置

条例の運用を支える実務的ガイドラインを策定する。

② 拡 充

区内のいじめ実態の分析・見える化

実態把握アンケート等で、取り組みを継続的に検証

③ 拡 充

再発防止策の検証

発生した事案の検証を起点として、再発防止に向けた取組を強化

④ 新 規

先進自治体の研究・視察・情報収集

他自治体の先進事例を研究し、世田谷区の運用に継続的に反映する。

策定×

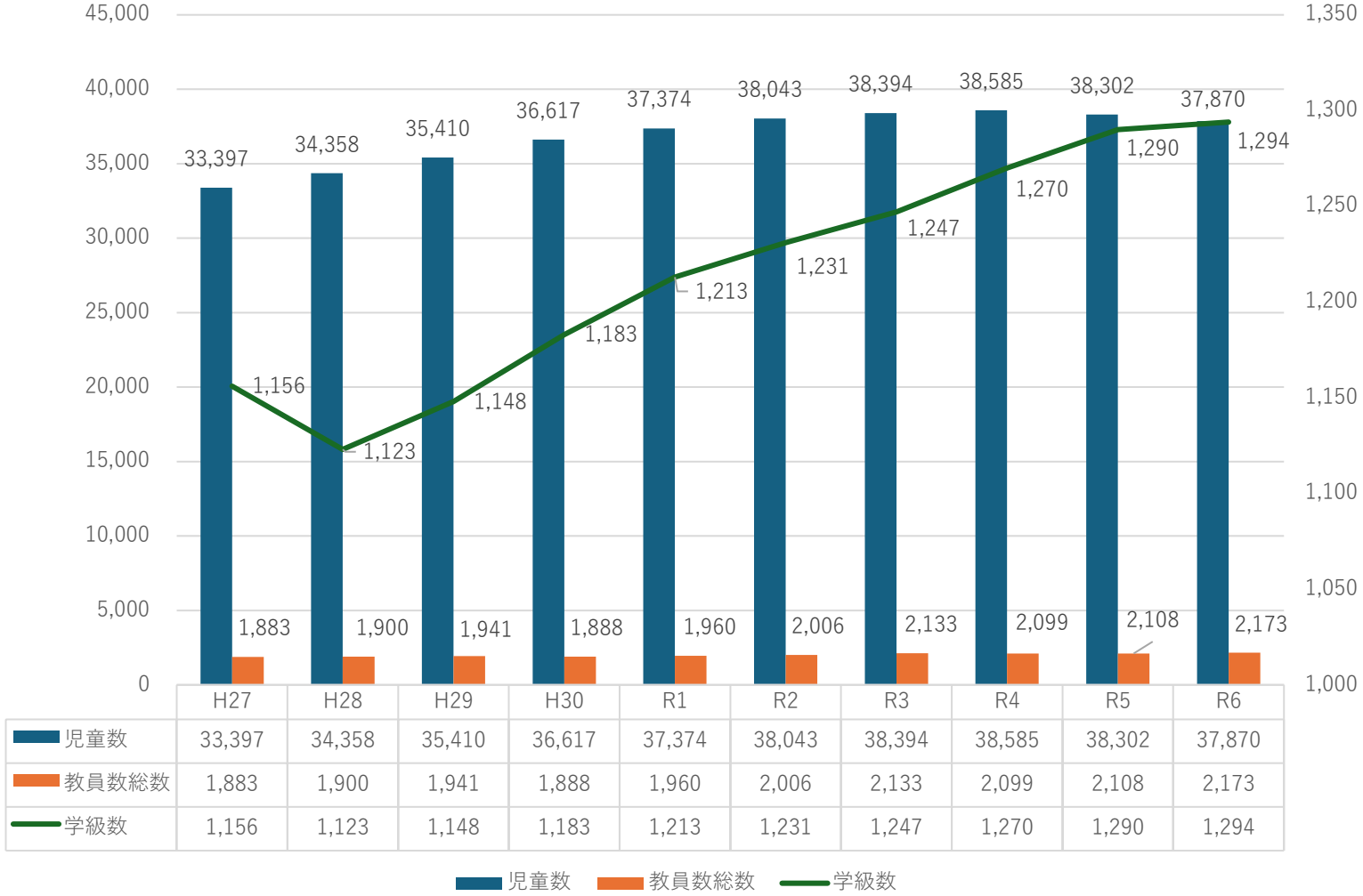
検証 × 改善

参考資料

世田谷区におけるいじめ防止等に向けた取組みと現状

1　世田谷区立小・中学校の学級数及び児童・生徒数の推移

(1)小学校の学級数及び児童数の推移

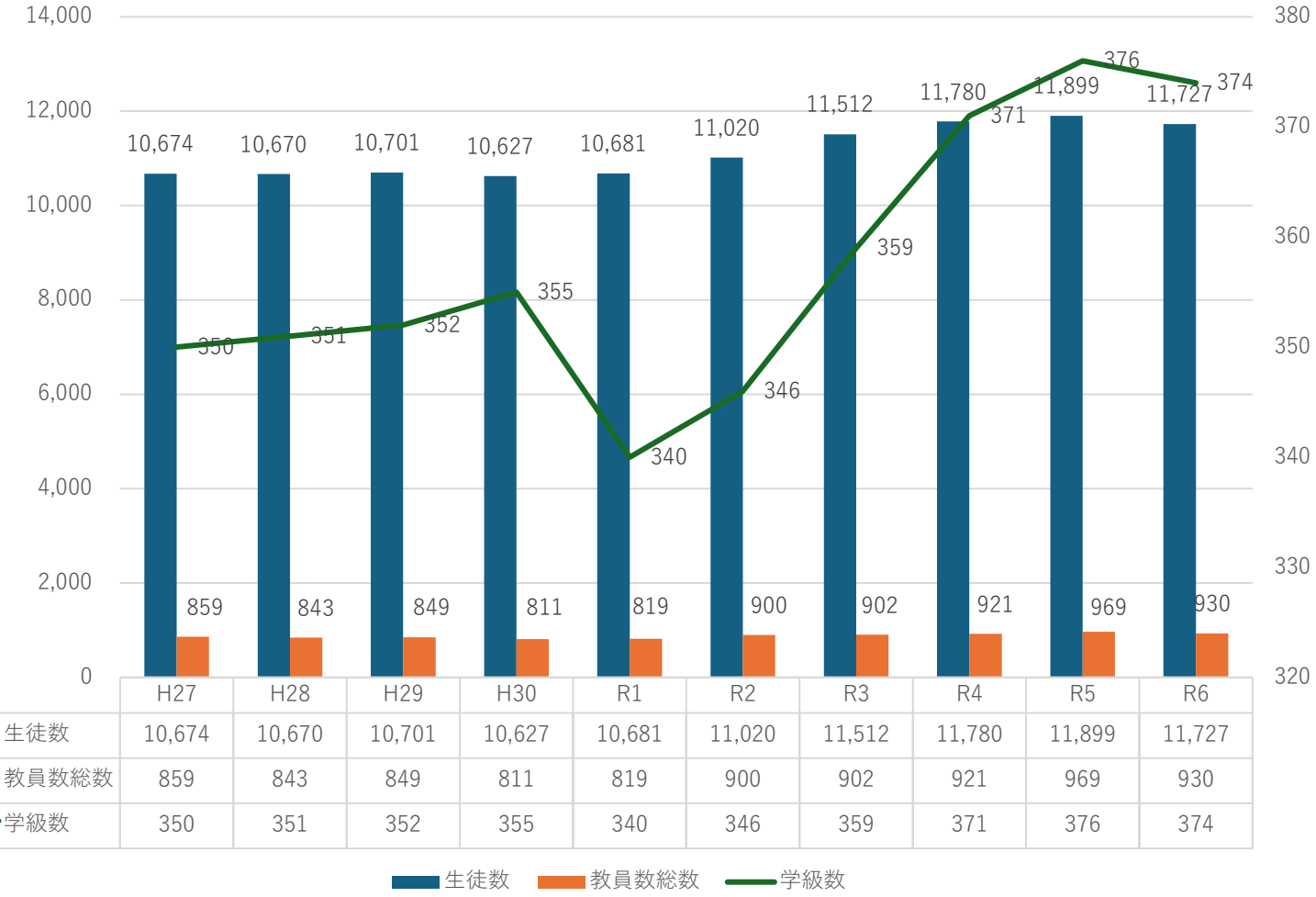


	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
児童数	33,397	34,358	35,410	36,617	37,374	38,043	38,394	38,585	38,302	37,870
教員数総数	1,883	1,900	1,941	1,888	1,960	2,006	2,133	2,099	2,108	2,173
学級数	1,156	1,123	1,148	1,183	1,213	1,231	1,247	1,270	1,290	1,294

出展：世田谷区統計書（平成27年（2015年）から令和5年（2023年）まで）及び世田谷区統計データ（令和6年（2024年））

1　世田谷区立小・中学校の学級数及び児童・生徒数の推移

(2)中学校の学級数及び生徒数の推移



	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
生徒数	10,674	10,670	10,701	10,627	10,681	11,020	11,512	11,780	11,899	11,727
教員数総数	859	843	849	811	819	900	902	921	969	930
学級数	350	351	352	355	340	346	359	371	376	374

出展:世田谷区統計書(平成27年(2015年)から令和5年(2023年)まで)及び世田谷区統計データ(令和6年(2024年))

２　世田谷区立小・中学校　直近６年間における新規採用教員数の割合

新規採用教員数の推移

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
区全体	171	134	91	115	171	191
小学校	109	89	61	70	124	126
中学校	62	45	30	45	47	65

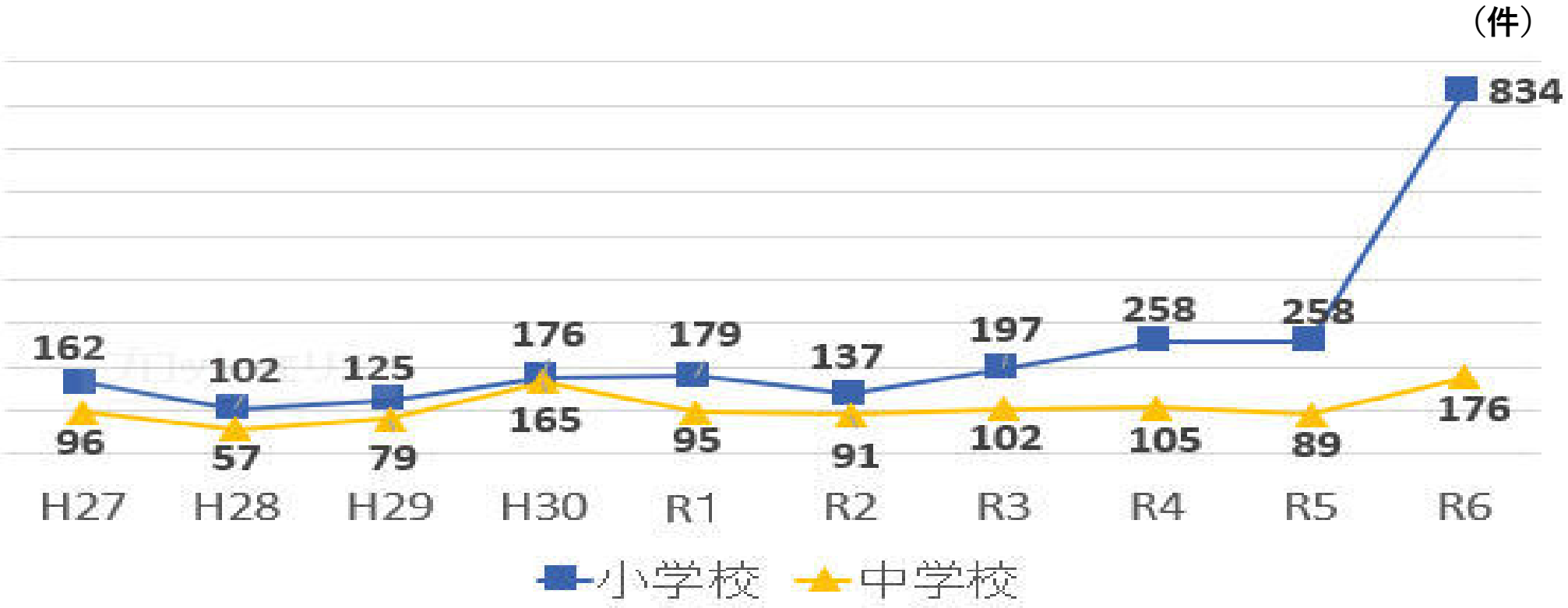
「学校・教育委員会が実践する教育の質を高める働き方改革推進プラン」（令和8年3月改定）（案）より

○教員定数に対する「直近６年間における新規採用教員数の割合」は
　全体で３５．９％（令和7年度）となっている。

→　<u>教員の若年化</u>の傾向がうかがえる。

３　世田谷区立小・中学校におけるいじめの状況

(1)いじめの認知件数の推移



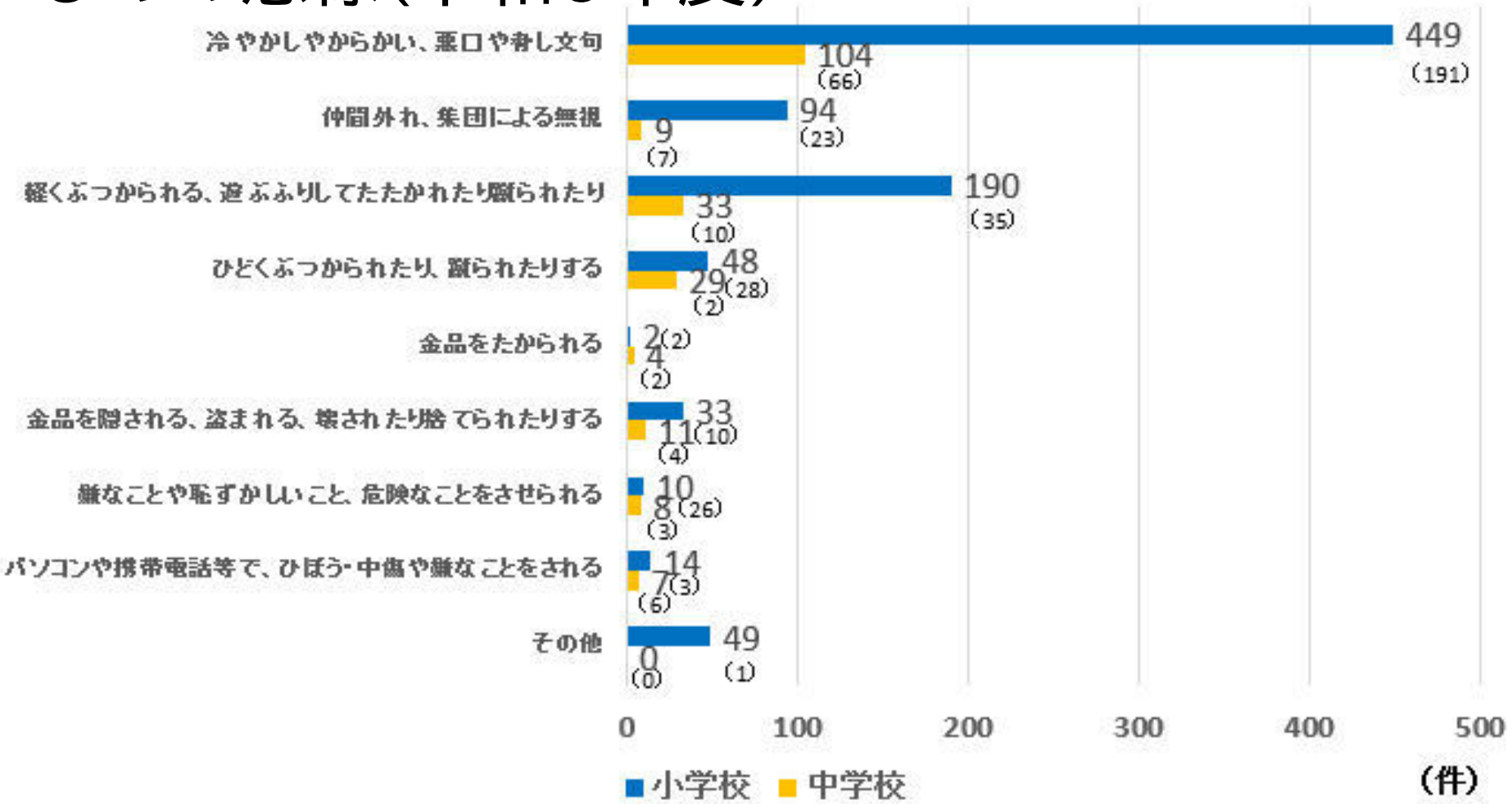
3　世田谷区立小・中学校におけるいじめの状況

(2)学年別　いじめの認知件数(令和6年度)

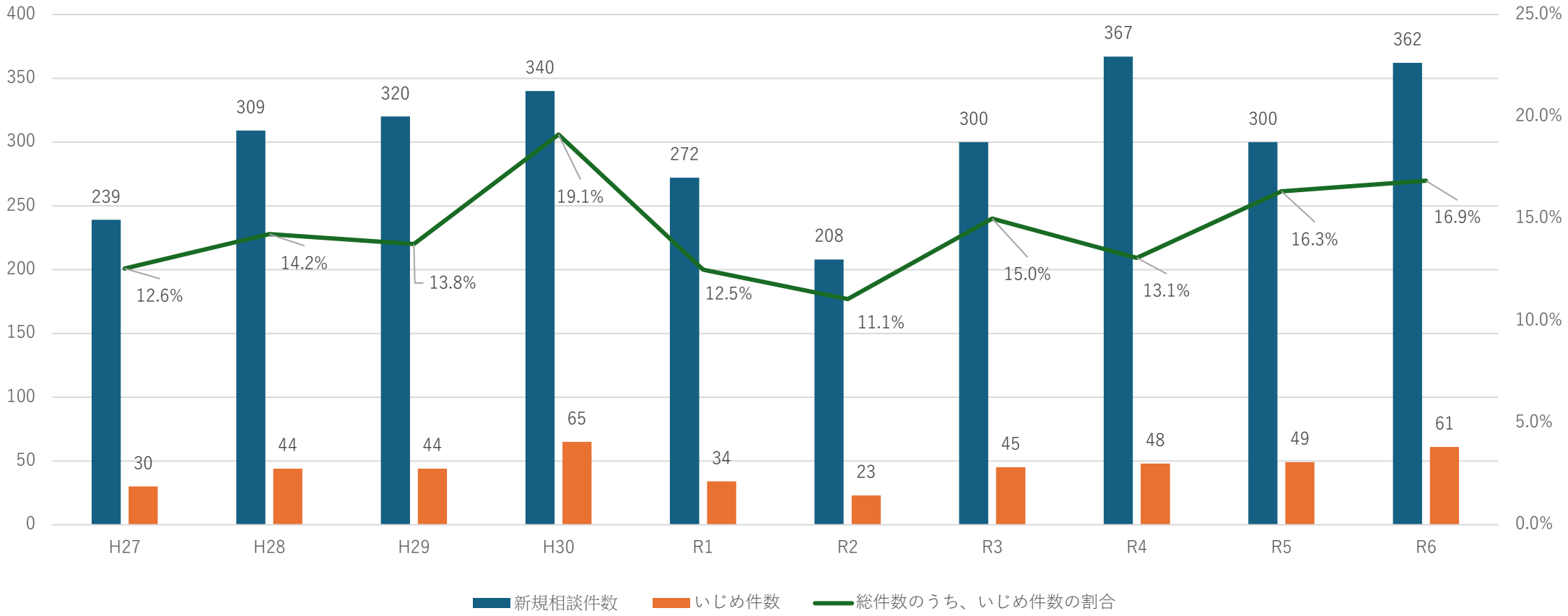


３　世田谷区立小・中学校におけるいじめの状況

(3)いじめの態様(令和6年度)



４　世田谷区子どもの権利擁護機関「せたホッと」
(1)「せたホッと」新規相談件数、相談主訴：いじめに関する件数の推移



４　世田谷区子どもの権利擁護機関「せたホッと」
（２）出前授業型「子どもの権利学習講座（保護者参観可）」の実施について（いじめ予防授業）

「いじめ予防授業」とは・・・いじめ被害をなくすための最善の策は、いじめの被害がひどくなる前に予防をすることと考え、学校に出向き、いじめは人権侵害として絶対に許されないことを理解してもらうことを目的として、いじめについて子どもたちと一緒に考える授業です。

年度	実施校数	実施学年
令和５年度	小学校　５校	５･６年生
令和６年度	小学校　８校	４･５･６年生

5　子どもSOS相談フォーム　（令和6年度状況）

○相談件数のうち、いじめが疑われる件数

小学校						中学校			（件）
1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生	合計
1	1	22	**28**	**48**	**20**				**120**
						12	12	4	**28**
								総計	**148**

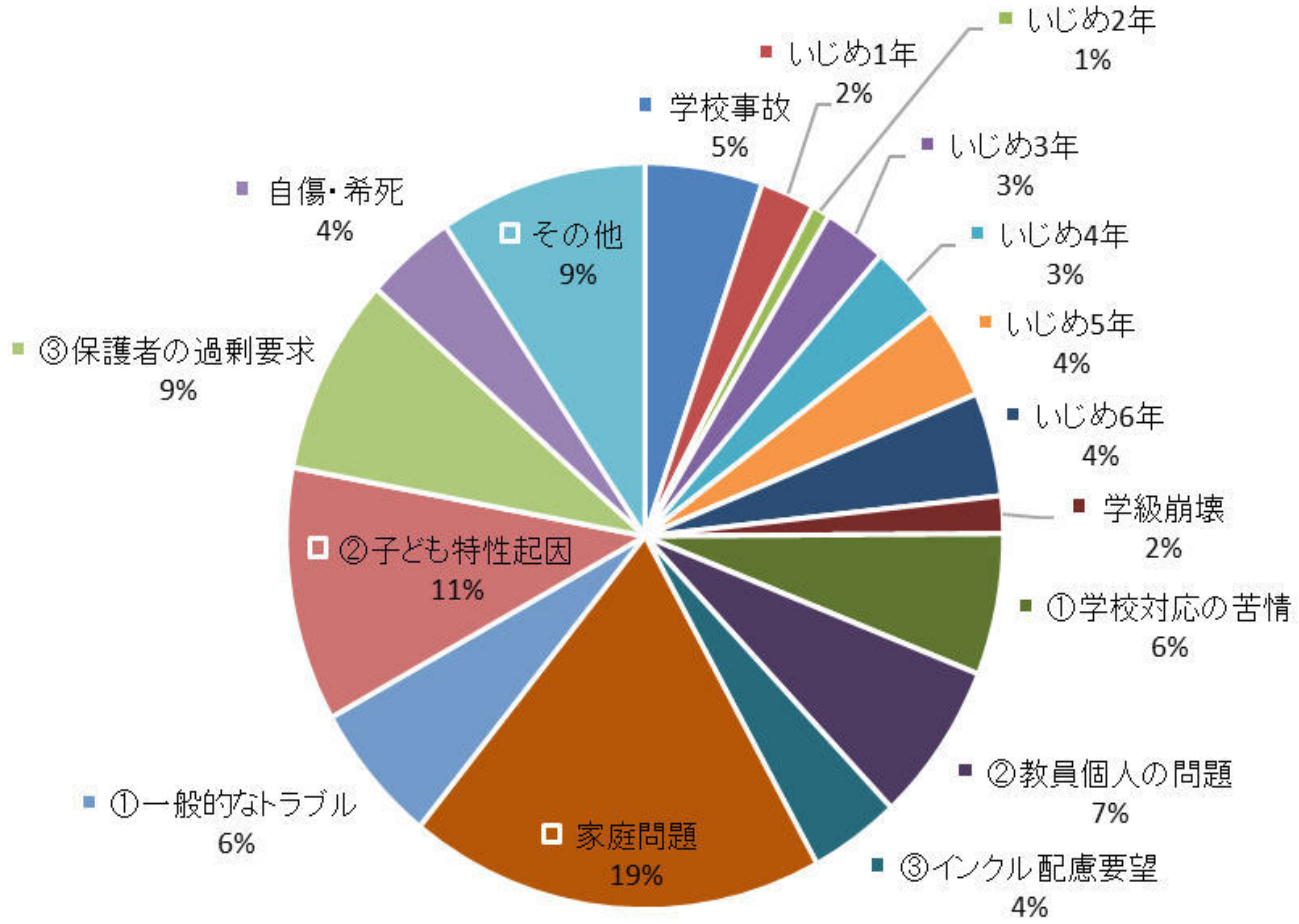
※うち、相談人数は100名

○相談したい相手として、児童・生徒が選択した対象

	担任	担任以外の先生	保健室の先生	スクールカウンセラー	教育委員会の相談員	見守り	合計
小学生	**36**	10	9	21	19	25	**120**
中学生	3	**7**	1	4	2	11	**28**

６　教育指導課への問い合わせ件数の内容、対象者等

(1)小学校の電話受理表　事案のカテゴリー別

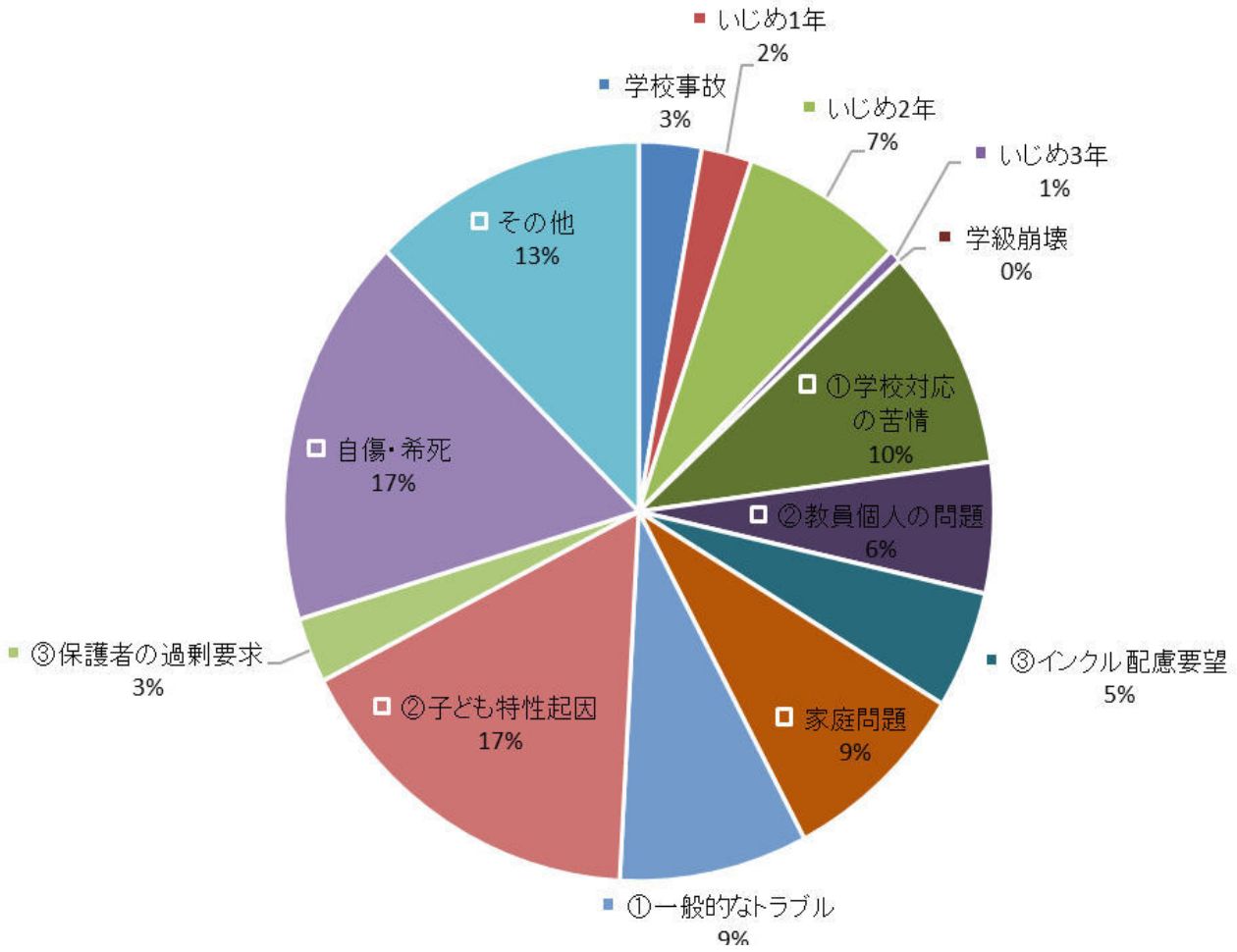


	上位５位まで 小学校	%
1	家庭の問題	19
1	いじめ(全学年トータル)	19
3	子どもの特性に起因	11
4	保護者の過剰要求	9
5	教員個人の問題	7

令和7年度分　12月5日現在　全684件

6　教育指導課への問い合わせ件数の内容、対象者等

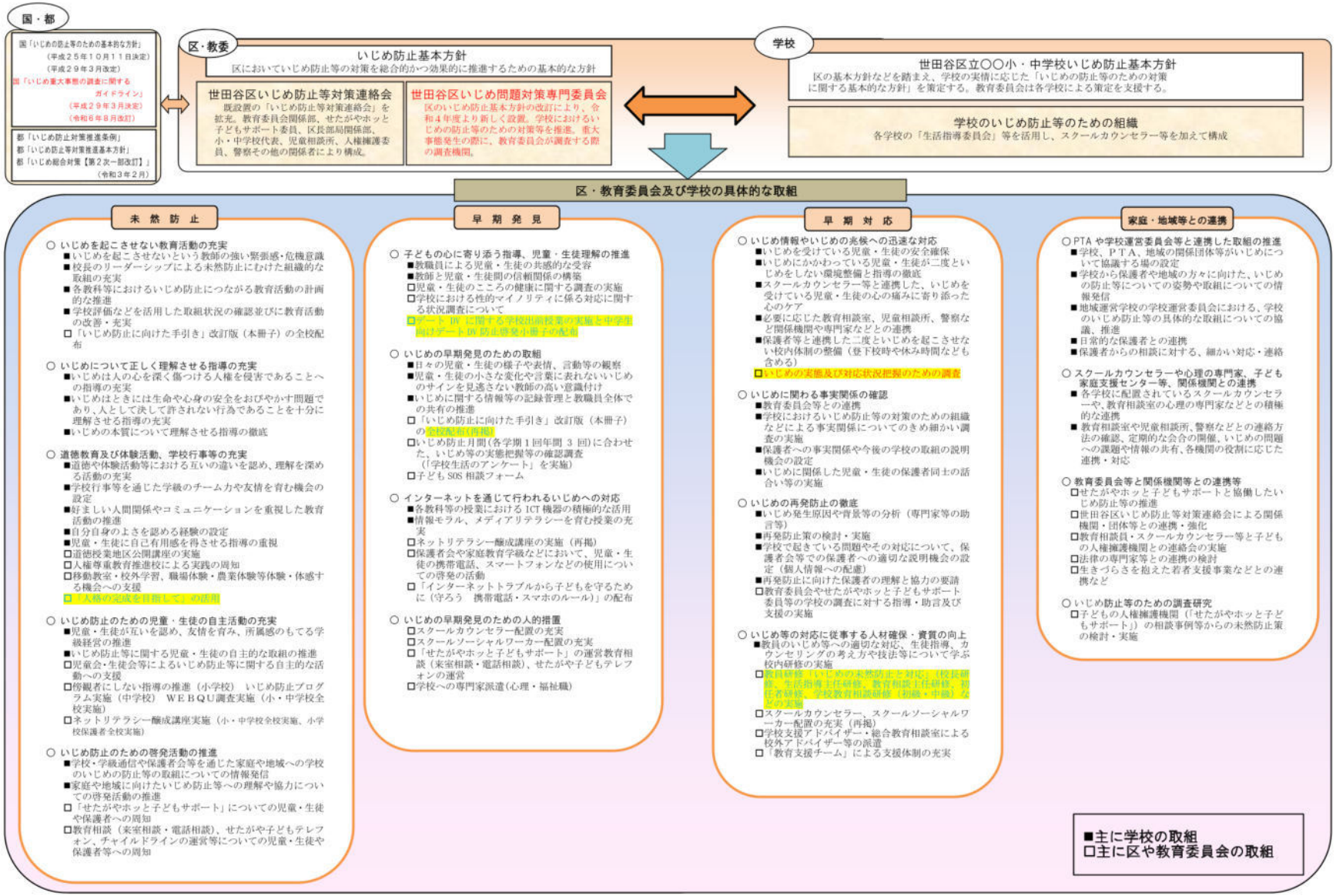
(2)中学校の電話受理表　事案のカテゴリー別



	上位5位まで　中学校	%
1	子どもの特性に起因	17
1	自傷希死	17
3	学校対応の苦情	10
4	いじめ(全学年トータル)	10
5	教員個人の問題	9
5	家庭の問題	9

令和7年度分　12月5日現在　全429件

7　世田谷区いじめ防止等の総合的な推進（概要）



出典：「一人一人の子どもが安心して毎日を過ごせるように～いじめ防止に向けた手引き～」≪世田谷区教育委員会≫

８　各校におけるいじめ防止の取組み



出典:「いじめ総合対策【第3次】」
≪令和7年　東京都教育委員会≫

８　各校におけるいじめ防止の取組み

ポイント4　子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする
＜自己指導能力、多様性等を認め合う態度の育成＞

⑫いじめに関する授業等の実施　未
○ いじめに関する授業を年３回以上計画し、実施しているか。





いじめ問題に対応できる力を身に付ける学習になっているか。
自己の生き方についての考えを深める学習になっているか。　⇒35ページへ

⑬いじめを許さない指導の徹底　未
○ 児童・生徒に対し、いじめは絶対に許されない行為であることを指導しているか。

- どんな場合でも、いじめを行う方法で対処してはならない。
- 同じ言葉や行為でも、人によって感じ方が異なる。
- 相手が心身の苦痛を感じる行為は「いじめ」になる。

⇒35ページへ

⑭合意形成や意思決定の場面の設定　未
○ 日常の授業において、児童・生徒同士が話し合い、合意形成や意思決定を行う場面を設定しているか。

自己指導能力、多様性等を認め合う態度の育成

授業で…


グループでの対話や協議


集団での課題解決

授業以外で…


部活動で


友達との関わりで


家庭生活で

異なる意見や考えを基に、様々な解決の方法を模索したり、折り合いを付けたりする場面を、日常的に設定する。
⇒27～28・37ページへ

ポイント5　保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る
＜保護者との日常からの信頼関係に基づく取組の推進＞

⑮基本方針の周知　未
○ 保護者に対して、保護者会や学年便り等を活用し、「学校いじめ防止基本方針」の内容について伝えているか。



学校ホームページへの掲載


学校便り等での周知



全ての教職員が分かりやすい言葉で説明する。
「知らせる」のみならず、「伝わる」ように　⇒40ページへ

⑯保護者への対応方針の伝達　対　重
○ いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に、解決に向けた対応方針を伝えているか。

双方の保護者に対して
「学校いじめ防止基本方針」の趣旨を
丁寧に説明する。

その上で…

・被害の子供の保護者に対して

子供の安全確保、心理的ストレスや不安の解消についての説明　等

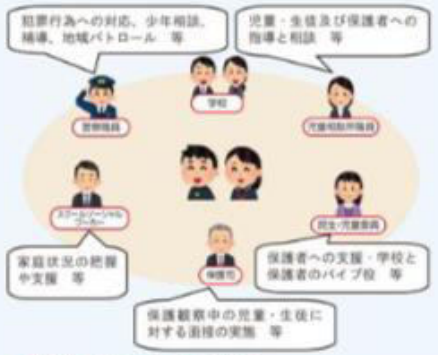
・加害の子供の保護者に対して

いじめの行為を行う背景を踏まえた指導、家庭での指導の依頼　等

互いの子供が安心して学校生活を送ることができるように　⇒67ページへ

ポイント6　社会総がかりでいじめに対峙する
＜地域住民、関係機関等との日常からの連携＞

⑰地域住民、関係機関等との連携　未　発　対　重
○ 学校サポートチームや事案に応じた関係機関の役割について理解しているか。



普段からのパートナーシップ、双方向の関係づくりを行う。　⇒41・57～58ページへ

⑱重大性が高い事案への対応　対　重
○ いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合、どのように対応すればよいか理解しているか。



例えば…

- プロレスと称して、同級生を押さえ付けたり投げたりする。
- 教科書等の所持品を盗む。
- 「学校に来たら危害を加える」と脅すメールを送る。

被害の子供の安全を確保し、加害の子供の更生を図る。　⇒68・81ページへ

出典:「いじめ総合対策【第3次】」
≪令和7年　東京都教育委員会≫

９ いじめ防止に向けた教員研修

＜教育委員会＞

〇小・中学校の生活指導主任を対象とする研修にて、
　いじめの防止や対応に関する研修を毎年実施している。
〇校長（管理職）対象の研修は実施していない。

＜学校＞

〇いじめ防止対策推進法第18条第2項の趣旨を踏まえ、都内全公立学校では、年間3回以上の校内研修を実施している。このうち1回は、「いじめの重大事態」について扱うこととしている。

10　いじめの4層構造（傍観者の定義）

資料 5

「いじめを予防するための授業の工夫」教員用リーフレット

いじめ 許さない 見逃さない



いじめを「傍観している子」から、「制止グループ」が生まれる学級づくり

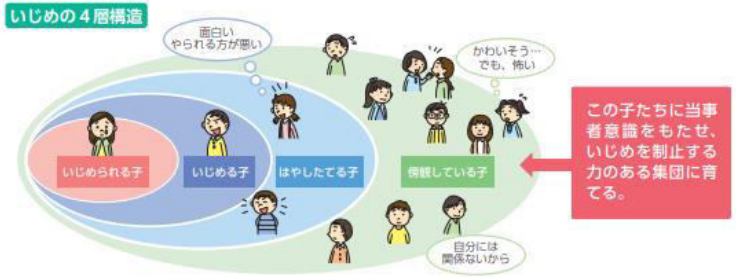
いじめは、「どの学校にも、どのクラスにも、どの子にも」起こりうる、子どもたちにとって最も身近で深刻な問題です。

平成29年３月に文部科学省が改定した「いじめの防止等のための基本的な方針」では、「傍観者にならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとする、いじめを止めるための行動をとる重要性を理解するよう促すとともに、主体的な態度を育成する指導を行う。」ことが新たに盛り込まれました。

これまで、いじめ防止については、いじめをしている児童及びいじめられている児童への対応が中心でしたが、改定を踏まえ、傍観している子たちの存在に着目し、いじめに正面から向き合い、自ら考え、行動できるようにするための指導のポイントや取組例をまとめました。

＊「傍観している子」に着目

いじめの４層構造



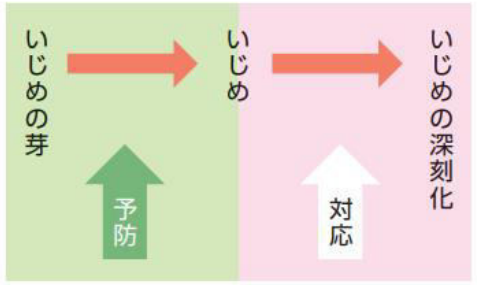
いじめの継続や深刻化には、「いじめる子」と「いじめられる子」以外の「はやしたてる子」や「傍観している子」が大きく影響しています。いじめの継続や深刻化することを防ぐためには、傍観している子の中から、制止グループが現れることが必要です。

28

＊いじめを深刻化させない学級づくり

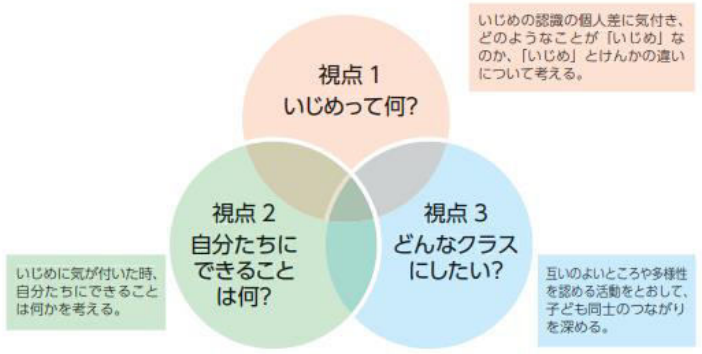
いじめは、「いじめの芽」から始まります。「いじめの芽」はどの学級にも起こり得ます。「いじめの芽」が「いじめ」にエスカレートしない学級、いじめを深刻化させない学級をめざすことが大切です。本授業は、「いじめ」にエスカレートしないための予防をねらいとしています。

また、「違い」があってよいことを徹底することも大切な要素となります。



＊授業づくりの視点

子どもたち自身が、いじめを自分たちの問題として主体的に考え、話し合い、行動できるようにすることを目的としています。また、子どもたちの自己肯定感を育むとともに、人はそれぞれ感じ方が違うことなど、多様性を認める風土をつくっていくことも重要です。



29

出典:「いじめ　許さない　見逃さない」
≪平成30年度　世田谷区教育委員会≫

11　要保護児童支援協議会　ネットワークの図

